

令和3年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	令和3年3月1日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年3月2日	9時30分	議長	品川義則	
及び宣告	散会	令和3年3月2日	15時30分	議長	品川義則	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
出席並びに	2番	天本勉	出	9番	重松一徳	出
欠席議員	3番	松石健児	出	10番	鳥飼勝美	出
出席12名	4番	大久保由美子	出	11番	大山勝代	出
欠席0名	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	栗野久明	出	13番	品川義則	出
会議録署名議員	6番	栗野久明	8番	河野保久		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 藤田和彦		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫	
地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名	町長	松田一也	まちづくり課長	井上信治		
	副町長	酒井英良	教育学習課長	井上克哉		
	教育長	柴田昌範	まちづくり課図書館長	城本直子		
	総務企画課長	熊本弘樹				
	財政課長	平野裕志				
	健康増進課長	中牟田文明				
	福祉課長	吉田茂喜				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

1. 大 山 勝 代

一般質問

- (1) コロナ禍での児童生徒の学びの保障と教職員の教育条件整備について
- (2) 高齢者福祉の一つとしての補聴器助成について

2. 河 野 保 久

- (1) コロナ禍での多世代交流センター憩の家と町立図書館の管理・運営は
- (2) 地域担当職員制度について

3. 松 石 信 男

- (1) 特別障害者手当の支給について
- (2) 子どもの貧困対策としての就学援助制度の拡充について

4. 鳥 飼 勝 美

- (1) 基山町消防団の現状と課題について
- (2) 町における押印廃止等の取組について

～午前9時30分 開議～

○議長（品川義則君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これから直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（品川義則君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、大山勝代議員の一般質問を行います。大山勝代議員。

○11番（大山勝代君）（登壇）

皆さん、おはようございます。11番議員の大山勝代です。どうぞよろしく申し上げます。
傍聴の方、朝早くからありがとうございます。

早速ですが、質問に入ります。今回の私の質問は2項目です。

1つ目は、相変わらずですが、教育に関してです。コロナ禍の下での児童生徒の学びの保障と教職員の教育条件整備についてです。2つ目は、高齢者福祉の一つとしての加齢性難聴者への補聴器の助成についてです。

具体的項目ですが、(1)このコロナ禍の下、学校現場の密が今も大きな問題です。新型コロナウイルス感染が続き、学校現場でクラスターが発生しないという保証はありません。40人近くの子供たちがいる教室は、隣との間隔が1メートルも取れていません。定数の改善をして1クラスの人数を減らすべきだという声が大きくなる中、国はようやく改定を行い、小学2年生から5年間かけて段階的に35人学級に改善することにしております。

それに伴い、佐賀県は新年度から3年生を35人学級にします。基山町の2つの小学校の3年生はこれに該当しますか。

(2)令和2年度に引き続き、学習指導員とスクールサポートスタッフの派遣事業が行われます。その配置、基山町はどう要求されましたか。また、新年度の見通しはどうか。

(3)基山小学校の新6年生、人数は少し少ないのですが、これまでどおり3クラスで来年も運営できますか。

(4)中学校の部活動指導員の配置は来年度はどうなりますか。

(5)基山小学校は新年度も、そして将来的にも教室不足になります。短期的にまた長期的には、どう解決される計画がありますか。

(6)今年、若基小学校は児童数の増の対策として特認校制度を設けられました。一定の成果はあったと思いますが、今回、複数学級までには至っていません。ほかに複数学級にする抜本的対策、何を考えていらっしゃいますか。

(7)ところで、昨年7月、新聞報道で、厚生労働省がフッ化ナトリウムを劇物指定にしました。これまで長く学校で実施している集団でのフッ素洗口は、佐賀県の市町の半数以上、劇物指定にした後、休止にしております。基山町での経過とその現状を示してください。

(8)最後ですが、フッ素洗口はこれからも継続的に実施することは安全性の面から、また職員の負担の面から懸念があると私は考えております。どうでしょうか。

2つ目の柱です。

以前に、このことについて私は一度質問を行っています。しかし、今、全国的に加齢性難聴の補聴器の購入補助をする自治体が増えてきています。そこで、この質問をまたすることにしました。

(1)高齢者は、自分の聞こえがどの程度なのか、よく分かっていません。そこで、集団健診のときに聴力検査を項目に追加できないでしょうか。

(2)基山町の何割ぐらいの高齢者が難聴で、日常生活に支障を来しているとお考えですか。

(3)難聴を放置していると、生活の質の低下がどう具体的に表れてくると思われませんか。

最後です。(4)基山町として補聴器購入の助成の検討はできませんか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。寒いのか暖かいのか分からないような天気が続いておりますけれども、十分御健康に御留意いただければと思います。

まずは、大山勝代議員の質問につきまして、1のコロナ禍での児童生徒の学びの保障と教職員の教育条件の整備につきましては、後ほど柴田教育長のほうから答弁させていただきまして、私のほうからは2の高齢者福祉の一つとしての補聴器助成についてというふうなこちらのほうについて答弁させていただきたいというふうに思います。

答弁の前に、これはたしか最近でいうと2度目になると思いますが、前回のときには、この補聴器というのはすごくもう商業ベースに乗っていて、なかなか補助の対象になりにくい

のではないだろうかみたいなお答えをたしかしたのじゃないかと。老眼鏡などと類似で、そういうふうな答えを前回したのではないかというふうに思っております。

その後、とは言いながらいろいろ文献も含めて調査を今進めているところなのですが、答弁の中にも出てきますが、認知症、今、基山町が1つの問題視をしている認知症との関係についての論文が非常に増えてきておりまして、その辺のところを今一生懸命勉強しているところであるということでお答えを聞いていただければと思います。

まず、(1)総合健診で聴力検査の項目は追加できないかということですが、保健センターでは、特定健診と各種がん検診を合わせた総合健診を実施しており、静かな環境下で実施することが望ましい聴力検査を追加して行うことは、今の場所を想定しますと環境面では非常に難しいのではないかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、高齢者の難聴については、国の新オレンジプランにおいて認知症の危険因子とされていることなど重要な問題であり、何らかの形で聴力検査の実施を検討することは必要だというふうに考えているところでございます。

それをやるというわけではございませんけれども、イメージとして捉えていただきたい。例えばということであると、今年から始めています70歳、75歳の健診を公民館でやっていますが、そういう公民館で持ち込んで、そういう移動性の検査キットを持ち込んでできるようなことがあればそういうのは検討できるかもしれないなと思って、今、繰り返しになりますが、まだまだ検討段階ではございますが、いろいろ今考えているところでございます。

(2)何割ぐらいの高齢者が難聴で日常生活に支障を来していると推察できるかということですが、国立長寿医療研究センターの調査結果によると、難聴で日常生活に支障のある高齢者は、70代男性が2割、女性が1割と推計されているところでございます。

鳥栖地区広域市町村圏組合が実施した第8期介護保険事業計画の策定に伴う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果によると、「現在治療中、または後遺症のある病気」についての設問に「耳の病気」と回答した町内の方の割合は7.7%となっています。さらに、治療は行っていないが、日常生活に支障を来している方ももちろんいらっしゃるのではないかとというふうに考えているところでございます。

(3)難聴を放置していると生活の質の低下がどう表れてくるのかということですが、難聴によりテレビの音声が聞き取れない、電話のベルが聞こえない、玄関先に人が来ているのも分からないなどの支障を来し、日常生活が不便になることがまず考えられます。外出先

で周りの音が聞こえないために事故などの危険に遭いやすくなったり、災害を知らせる警報に気づかなかつたりするなどの危険性もあります。また、難聴が続くとコミュニケーションの減少により認知症リスクが高まるおそれも考えられるところでございます。

(4)町として補聴器購入の助成の検討ができないかということでございますが、認知症を発症する要因の1つに加齢性難聴というものがあるというふうに言われております。聴力が規定以下の場合で身体障がい者の認定を受けている方は、補聴器購入に対して補助を行っていますが、規定以上の聴力がある方に関する補聴器購入の助成については、今、行っておりませんので、今後、認知症予防の取組で連携を今、行っております久留米大学医学部のほうから、補聴器利用の有効性についての見解を十分にお伺いしつつ、場合によっては実証試験などもやることもあるかもしれませんが、加えて個別訪問の際に難聴の方の状況や補聴器の要望調査なども行いながら、そういったことを考えていながら、すぐにというわけではございませんが、今後検討していくことが大事なのではないかというふうに思っております。

最初に申し上げましたけれども、もう商業ベースに乗っているやつでございますので、いろいろなメーカーが競争で売り込みをやっている分野でございますので、その辺のところはまた慎重に対応していく必要があるのではないかと考えておりますので、ぜひまた御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上で一度目の私の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、私から大山勝代議員の御質問にお答えいたします。よろしくお願いいたします。

1、コロナ禍での児童生徒の学びの保障と教職員の教育条件整備についての(1)国はようやく定数改善を行い、小学校2年生から5年間かけて段階的に35人学級に改善する。それに伴い、佐賀県は3年生を1クラス35人にする。基山小学校、若基小学校の両校はこれに該当するかについてでございます。

新3年生の児童数は、基山小学校が118名、若基小学校が33名となっております。そのうち、通常学級に在籍する児童数は、それぞれ112名と31名です。したがって、基山小学校の新3年生は106名を超えておりますので、佐賀県が実施いたします35人学級に該当すること

となります。

次に、(2)令和2年度に引き続き、学習指導員とスクールサポートスタッフの派遣事業が行われる。その配置を町はどう要求したか。また、新年度の見通しはどうかについてです。

学習指導員についてですが、今年度1月から基山小学校に2名、若基小学校に1名を配置し、月曜日から金曜日までの午前中に勤務をしていただいております。消毒作業等を行うスクールサポートスタッフも、10月中旬からそれぞれの学校に2名ずつを配置しております。来年度も新型コロナウイルス感染症対策は必要であるため、スクールサポートスタッフは配置予定としております。

なお、学習指導員の配置は、新型コロナウイルス感染症による臨時休業の影響で、学習習慣の定着していない児童への学習支援のためという目的でしたので、来年度の配置は現時点では予定しておりません。

(3)基山小学校新6年生もこれまでどおり3クラスかについてですけれども、基山小学校の新6年生は、今年度は79名でスタートしたため、「少人数学級選択」という制度を使って、指導法改善の教員数の1つを学級担任に充てて3学級というふうにしておりました。来年度は81名の予定ですので、通常の学級編成での3学級となる予定でございます。

続いて、(4)基山中学校の部活動指導員の配置はどうかについてお答えいたします。

令和3年度については、これまでと同様に地域連携と質の高い部活動の充実の視点から、4つの部活動に部活動指導員の配置を予定しております。今後は、教員の働き方改革を見据えた部活動改革も行われていきますので、段階的に実施される部活動の地域移行の条件整備に関係課と協力し、着手してまいります。

(5)基山小学校の教室不足は将来的に対策をどう取るかについてでございます。

児童数の増加と特別支援学級数の増加が今後も見込まれることから、対策は必要であると考えております。具体的には、現在の通級指導教室とパソコン教室がそれぞれ2教室分のスペースがあることから、改修を行って4教室分を確保する予定でございます。

(6)小規模特認校のほかに若基小学校を複数学級にする抜本的対策はないかについてですけれども、今年度、希望があれば基山小校区からも若基小に通学することができる小規模特認校制度を取り入れました。大きな混乱もなく、短期間に導入できたことは良かったと考えております。

ただ、制度導入の1年目とはいえ、課題を解決できる人数を動かすことができなかつたと

ということについては反省点と捉え、この制度の周知も行いながら、学校規模の適正化について今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、(7)厚生労働省は7月、フッ化ナトリウムを劇物指定にした。学校で実施している集団フッ素洗口の現状はどうかについてです。

フッ化ナトリウム粉末製剤が、令和2年7月劇薬に指定されました。これは、一定量の製剤中のフッ化物の割合が大きい場合、劇薬指定になるというものです。子供たちが実際に口に含むフッ化物洗口液については、規定どおりに希釈をしておりますので、三養基・鳥栖歯科医師会や薬剤師会からも問題がないということでしたので、これまでどおり実施しております。

最後に、(8)集団フッ化物洗口の継続的实施は安全性や職員の負担増を懸念する。今後どうするかについてお答えいたします。

フッ化物洗口は虫歯予防に効果が高いことから、今後も週1回を基本に実施予定でございます。薬剤については、三養基・鳥栖歯科医師会や薬剤師会の御意見をお伺いして、この4月からは、これまでの試薬から医薬品として承認されたオラブリスへの切替えを行う予定でございます。安全性については特に問題ないと考えておりますし、教職員の負担についても特に大きなものではないというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございました。早速、2回目の質問をしますが、今の町長と教育長の回答ですが、何か誠意というか、丁寧に私の質問に対してしてあるというような個人的な感想です。

基山小学校の現2年生は4クラスです。私の孫が基山小にいます。新3年生になるので、とても私は、佐賀県が3年生を少人数35人にするのかがとても気になっておりましたけれども、するという事なので、私共々、子供も親もとても喜んでおります。

ただ、若基小が31人、この31人プラス支援学級の子がいると思いますが、特認校制度としてここに入ってきた子供が数字の中に入っているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

特認校制度についてですけれども、先ほども答弁の中で申しましたように、この複数学級にできる数は動かすことができませんでした。実質、区域外就学で来ていたお子様5名がそのまま、区域外就学は毎年この年度末に申請をして理由を書いて1年間、本当は基山小学校に行かなければいけないけれども若基小学校に通うというふうな、それで教育委員会が承認をして次の1年間を若基小学校に通っていただくという制度にしておりました。それが5名。

そのお子さんたちが5名特認校制度を使って移っていただいたのと、若基小学校の住所から基山小学校の校区に引っ越されたところがございます。そこが3人いるのですけれども、新1年生を含む3人の方が、本当は基山小学校なのだけれども引き続き若基小学校に通いたいということで3名、合計8名の方がこの制度を利用されたというふうになります。

先ほど質問がありました新3年生がそこに該当するかどうかというのは今お答えできないのですけれども、合計としてはそういった数字になっております。今のお答えでよろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

いずれにしろ、40年もの長い間、定数が動きませんでした。しかし、今回の新型コロナのおかげといたらおかしいですが、少し改善されたということで喜んでおります。しかし、35人学級のままでは根本的な解決にはならないのではないかと私は思います。また、そして中学校も、渋々でしょうけれども、定数を減らす答弁が政府のほうから出されております。

そうすると、基山町全体の問題としては、やはり基山小学校の教室不足というものが問題になると思いますが、ちょっとそれは後ですね。

次ですが、学習指導員とスクールサポートスタッフの件についてです。学習指導員はこれまで3人ということでしたが、こちらの実情、3人受けていたけれども、来年度はそこが外れるので申請しなかったということだろうと思いますが、資料を見てみると、何かこじつけでも学習指導員を頂くということができなかったのかなという思いを私は持っていますが、いかがですか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

学習指導員の配置についてですけれども、国のほうの施策としては確かに大山議員がおっしゃるように残っているのですけれども、県から来ている事業案内の中で、まだ学習指導員の配置という分については案内があっておりません。そういったところから、もし来年度そういった県からの事業で学習指導員の配置等も案内があれば、また検討したいというふうに考えております。やはり福岡県などは、また休校等もあって緊急事態宣言というところもありましたので、来年度の配置等の案内もあっているようですが、佐賀県においては現在、県のほうも事業案内としてはあっていない状態でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山町は小学校3年生、6年生、それから中学校1、2、3年生の放課後指導をいろいろな形でちゃんと予算を取ってされているということに対して、よその市町村からは、とてもいい政策だというお話を聞いたことがあります。ですから、無理に絶対もぎ取ってくるのがいいのじゃないかというところまでは行きませんが、県のほうの指示を待ちたい、今のお話では待ちたいと思います。

スクールサポートスタッフは何人来られる予定が分かるのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

スクールサポートスタッフについては、主に学校内の消毒作業等の業務を行っていただいておりますけれども、現在、各学校に2名配置ということで、令和3年度についても同じように2名ずつの配置ということで、今、募集をしているところです。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

分かりました。次に行きます。

中学校の部活動指導員が現在4人、来年度も4人継続ということで、確認いいですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

部活動指導員については来年度も現在と変わらず4名、部活動指導員ということで専門の競技の方をお願いをするように考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

中学校としてはまだたくさんの指導員が欲しいのですか。それとも、教員でそこは足りていると思われているのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

中学校の先生のほうでも部活動に熱意を持って当たられている方も多数いらっしゃいますので、ただ、いろいろな種目、競技、それから文化部も含めていろいろな種類がありますので、そういった専門的な知識を必ず有しているかということ、それが当てはまらない部活動というのもありますので、そういった部分について重点的に専門でやられている社会体育のほうで、体協とかであったりそういったところから指導者のほうをお願いして当たってもらっています。

今のところ、学校側としても4部活動のほうで指導をしていただきたいということで聞いておりますので、今年度、来年度についても4名部活動指導員をお願いするというように考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山小学校のことについて少し質問させてください。

来年度増えるのが新1年生と新3年生、2クラス増えるということになりますが、どこが教室になりますか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今おっしゃったように2クラス増というふうになります。

1つは、今年度新1年生が4クラスになるかもしれないということで準備していた1教室が空き教室としてありますので、そこを使用する予定としております。

もう一つの教室については、先ほど答弁の中で申しました通級指導教室とパソコン室、GIGAスクールということで1人1台端末が入りましたので、パソコン室の端末を使う必要がなくなったということもありますので、その辺の利用を考えているところです。より教室に近い形で使えるのが通級指導教室のほうですので、通級指導教室をほかの場所に移動して、今使っている2階の通級指導教室のところを通常学級の教室として使用するということで、2教室分の確保をする予定でございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

入って2階に上がって左のほうに通級指導教室、パソコン室が右側ですよ。パソコン室は、よその学校ももうあのパソコン室は必要ないということになるのですか。基山町だけが必要ないと考えているのですか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

恐らくほかの学校ももう使う必要はなくなってくると思います。リースで入れていたパソコンがリース切れの段階で、他の市町も恐らくパソコン室のパソコンは撤去する、他の教室に転用するのか、ほかの学校のスペースによって違うでしょうけれども、学習室としてはパソコン室というのはなくなるのではないかと思います。

通信環境も、あそこでしか今インターネットができない環境でしたけれども、高速のネットワークが全ての教室で使えるようになりますので、その撤去については問題ないというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

パソコン室を普通教室にするには教室の中を改装しなければいけません、今年度中にそれをして、パソコン室が来年度から使えるということですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

パソコン室のほうは令和3年度から普通教室で使うということではございませんので、令和4年度以降に向けての使用ということになりますので、令和3年度の中で改修をして、令和4年度以降に普通教室として使用をしていくというふうに予定をしております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今回、この質問をするに当たって、少し基山小の教室配置とか実情とか知りたかったので、校長先生にお願いして伺わせていただきました。通級指導教室が、支援学級の問題に紛れて存在意義が、きっちりと認識が私自身も薄かったなと思うのですが、通級指導教室に伺って子供が授業をしに来る状況とか環境とかを見たときに、ああ、これがもしかして潰れる、この部屋が普通教室になるのかと思ったときに、ええ、それはいかんだろうという気が私はしましたのですが、その辺の学校内の理解はどう得られているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今おっしゃったように、今、通級指導教室は非常に環境整備もすごく整えられておりまして、子供たちが落ち着く場所として利用されているというのは十分認識しております。ただ一方で、やはり教室不足の問題がありますので、あそこを通常学級で使うしかないというところも事実でございますので、通級指導教室についてはきちんと確保するという意味で、来年度については恐らくそのパソコン室のほうを利用していただくのか、あるいは体育館の1階のところに今PTAが使っているミーティング・ルーム、そのあたりの利用をしていただくとか、あと、プレイルームというのを今使っておりますので、プレイルームを例えばランチルームを使ってそういった体を動かす分に使っていただくとか、学校とも協議しながら通級指導教室についても環境整備にはしっかり努めてまいりたいというふうには考えておりま

す。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

実情は分かりますけれども、今、通級指導教室が2クラスありますよね。あそこを……すみません。その前に、通級指導教室の子供たちは何年生が何人、合計何人ということが今分かりますか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

通級指導教室の人数につきましては、1年生が6名、2年生が2名、3年生が9名、4年生が3名、5年生が4名、6年生が2名ということで、26名です。このうち、3年生の1名が若基小学校から通級指導教室のほうに通ってくるというふうになっております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今、教育長のお話では、パソコン室か体育館の下のミーティングルームかとおっしゃいましたけれども、十分、通級指導教室の教員と話をされた上で、どうしても仕方ない、けれども、ということいろいろ今もされていると思いますけれども、もし、ミーティング・ルームに行くということになると、割とマイナス面がいろいろあるのではないかと考えています。これは1年限りなのか、もう少し条件を良くして通級指導教室も校舎内にきっちりと配置するのか、その辺はいかがですか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

通級指導教室の場所については、担当ともまだしっかり話ができている段階ではございません。もしかしたらこちらに移っていただくかもしれないという話はしておりますけれども、その場所については十分検討して、1年限りの場所なのか、あるいは通年で使うのにもっといい場所があるかということについては検討してまいりたいと思います。また、1階のミ

ーディング・ルームについては、今、PTAが活動室として使っておりますので、PTAとの協議についても必要というふうになります。非常に通級指導教室というところは大事なところだと考えておりますので、この問題については学校ともしっかり協議をしながら、場所の選定に努めてまいりたいと思います。

また一方で、放課後児童クラブの場所について利用できないかなというのも少し考えているところです。あそこは放課後から利用しますので、午前中の時間とか、今回、教育委員会に所管が移りますので、もしかしたら利用できないかなというところも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

通級指導教室に通っている子供と何人か会いましたけれども、普通学級できちんと勉強して、そして自分の足りないところ、それを個別指導をしていただくということで、私の見ただけでは堂々と通級指導教室に来て挨拶がきちんとできてというのがあって、とても短い間でしたけれども感心したんですよね。そういう意味で、通級指導教室に通っている子供の学習の保障、そして環境というものが、基山小は本当にいいという今までと同じ条件を努力してつくっていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

ところで、特別支援教室ですが、今、何学級、基山小の場合ですが、来年何学級ですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

現在、特別支援学級の教室が、基山小学校は令和2年度で8学級、令和3年度では9学級の予定です。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

そうしたら、プラス1の学級はどこにまた配置されるのですか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

新学級が増えた部分については、昨年、特別教室を改修した部分がございますのでそちらのほうに入っていただく部分と、相談室等を使って、人数の部分で多い少ないところがありますので、そういったところで教室を変えながら、来年9学級の部分は教室としては確保できております。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

補足ですけれども、来年1学級増えますけれども、そのうちの1人が特別に教室を必要としないお子さん、いわゆる病弱なお子さんなので、大きな教室の一角にコーナーを設けて対応するというので、そこは学校とも協議ができております。だから、教室を増やす必要は今回はございません。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今からも支援学級の子供は増えていくだろうなという予測があります。定数8ということで、定数8では今の子供たち一人一人に対応することができない、定数を減らしてほしいという要望も強く今あっているようです。私が見させてもらったときに、玄関から入って突き当たりのところに3クラスありますけれども、改めて見て狭いですよね。あれは規定に合っているのですか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

通常学級の場合は教室の規定というのはありますけれども、支援学級の場合、その8名で必要な広さというところについては特段記述はないというふうに考えておりますし、ほかの学級から見ると狭いかもしれませんけれども、一応問題ない、学校のほうから、ここは狭過ぎるので困っているというふうな声は今のところ届いておりません。ということで、よろしいでしょうか。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

何かちょっと納得しづらいというか……。放課後に行って、子供たちはいなかったのですが、1年生と2年生がいる教室に6年生の子が1人おるんだという話を聞きました。その事情を詳しくは聞きませんでしたけれども、何か間借りをさせられているというかな、そういうことも外側からですから軽々しくこういう言い方はおかしいのかもしれませんが、多いがゆえに教室がたくさんいる。以前、新築したときの状況とは全く違う、その辺でいくと、どうしてもやはり以前の経過からすると、第2家庭科室が潰されて、そして、また通級指導教室ももしかしたらあそこの部屋におれなくなるかもしれない。そういうことでいくと、今の基山小の現状がこのままでいいとは私は思いませんが、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

そういった意味で、学校規模の適正化についても推し進めなければならないというふうに考えております。一方で、若基小学校のほうは教室が余っているわけですので、その2校のバランスをうまく取っていくことが一つは必要じゃないかと思っています。

また、基山小学校についても、今言われたような問題点も十分認識しておりますし、また、マンション等の建設もあっている、住宅の建設も続いていて、転入もやはり基山小学校に転入してくるお子さんが非常に多いというところもありますので、今後、教室の増設については、先ほど言ったように、通常学級については答弁で答えた4教室を考えております。

特別支援学級についてももういっぱいいっぱいですので、あと増やすとしたら1階の玄関ホールのところを1区画造れないかなとか、あるいは、今ランチルームを使っておりますけれども、あそこをもう思い切って特別支援学級の6教室分ぐらい造れないかなとか、改修についてはまだ中のほうでできないかというところを考えております。

また、外側に建てるとなるとスペースの問題等もあるので、学校も何度も見に行きましたけれども、なかなか厳しいなという印象です。体育館と校舎の間にちょっと空いたスペースはございますけれども、できれば学校の中での改修というところで対応していきたいと。環境整備にはしっかり努めてまいりたいと思いますので、また御意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

数年後、6年生まで35人学級になる。表面上では教室は足りている。でも、不自由、しわ寄せが随分来ているというふうに思いますが、町長、その辺はどうお考えですか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

小学校、中学校の特別支援学級の話、加えて、まだ今日は議論になっていませんが不登校についての議論、これは非常に重要な問題だというふうに思っております。

そういう意味では、教育委員会と今、教室の数、それと特別支援学級の数は単純に8人で倍々に増えていくわけではないので、3つの種類によってまたそこでも小分けされますので、なかなか計算が立ちにくいところではございます。そういう中で、今、できるだけことで工夫しながらやっているとございますので、あと、さっき教育長が申しあげましたように、中でどこかに建てられるスペースがないかというのももう何度もチェックしているところで、その辺も含めてここ二、三年はまだ大丈夫だと思いますが、その後どうなるかということも含めて中長期的な視点に立って、今、検討を進めておりますので、何か見落としで教室が本当に足りないみたいなことが起こってくることは、その心配はないというふうに思っておりますので、そこは安心していただければというふうに思っているところでございます。生徒の方が少しでもいい環境で授業が受けられるように、教育委員会とともに細心の注意を払っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

基山町の教育行政、近隣、隣と比べたときに、一つ一つが努力をされているというのはもうとてもよく分かります。ですから、今後もその辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

先日、国の第3次臨時交付金、ここでの提起で、若基小学校の新4年生が2クラスにされる。そして、それは臨時の先生を町が独自で雇ってと、これはとても勇気のいること、決断

がいることだったのだろうと思いながら、敬意を表したいと思います。

先ほど聞きました特認校が、あとどれぐらい子供たちが増えてくれば、一つ一つの学年は難しいかもしれませんが、その増えるという見込み、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

今の若基小学校の各クラスの人数から申しますと、35人を超える学年というのがありませんので、令和3年度は各学年1クラスずつということになります。今、6年生が35名いるのですけれども、ここが数名入ってきておれば2クラスということになりますけれども、あとは、31名、32名の学級であたり30名を割っているところというところもありますので、各学年4名から5名入ってくれば2学級になるということになります。

特認校についても、昨年度は年度途中からの取組ということで、残念ながらそう人数的には若基小のほうに移動していただける方がいらっしやらなかったのですけれども、令和3年度については年度当初のほうから学校のほう、それから各幼稚園、保育園そういったところにも声かけをしながら制度の周知に努めていって、来年度は幾らかそういう制度によって若基小学校の人数が増えるようにということで努力をしていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

何か月前に特認校制度の説明を私も聞きに行きましたけれども、あそこの説明では保護者の気持ちはあまり動かないなど、実際のところ思いました。もう少し目玉になるといいますか、予算をつけてでも、例えば何人か足りないので単学級で行きますということではなくて、何人か足りないのでそこは町の予算で2学級に分けます、そういうしっかりした説明を、そういうことで親と子供たちが気持ちが動くということにならないとちょっと難しいなど、私は思いましたが、別の観点から、思い切って学区変更ということはやはり考えていらっしやいませんか。基山小の教室不足の現状などもう少し丁寧に親に説明すれば、町民の理解も得られるのではないかと希望的観測を持っていますが。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

小規模特認校を検討するときに学区の変更というところも考えはしましたけれども、やはりそこは一つハードルが高いというところもあります。また兄弟関係とか、それから、長年おじいちゃん、おばあちゃんも含めて基山小学校へ通っていたという愛着の部分もありますので難しい部分はあるかと思いますが、地図上で見てここは動けそうだなという場所もないことないので、そういったところについては、今後また教育委員会内でも検討はしていきたいというふうに考えております。

それと、若基小学校の魅力づくりというところで、この新4年生を2クラスにしたのですけれども、そこも今、通常学級が32名と特別支援が11名ということなので、ある意味、4人動いたら少人数TTの枠の先生を使って県費のほうで2クラスにできるのです。そういったところで、もし今回、若基小学校がすごく少人数でやっていて、その学年に入ると20人以下で教えてもらえるらしいとかいうところで魅力も出てきますので、やはり売りとしては少人数で指導していただくというところがメリットになって、若基小学校がまた来年度、少しでもこの制度を使って行ってみたいというお子さんが増えればなという希望的観測は持っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

ありがとうございます。国は5年かけて小学校を35人学級にすると計画をしております。でも、それは完了ではないと私は思っています。当然中学校もすべきですし、35人から30人、ひいては欧米諸国みたいにもう少し人数を減らすことを考えていくべきだと思います。佐賀県が今回3年生を35人学級したと、新聞報道でも何か自慢しているような書き方がありましたが、佐賀県よりも多くの県、自治体はいろいろなやり方で独自に予算をつけて拡大しているのですよね。今回、少人数学級、35人以下にするという県が11県にも上っています。11県目がどこでしたか……。流れとしては少人数になることを私も期待していますが、そこで、先ほど教育長が言われた若基小学校の複数学級というその辺も含めて考えていってほしいと思います。

最後に、フッ素のことについてです。

20市町ありますけれども、6市町だけが休止にしてなかったのですよね、7月の段階の後

ですね。これはなぜ休止にしなくて、今もやはり休止にはできないのかを聞きたいと思いません。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今年の夏に劇薬指定にされたというところもありまして、先ほど言われたように中止にする市町がありました。それはなぜかというところ、唐津市とか佐賀市とかは、薬局で希釈をして液体を学校に運んでいたのです。そういったやり方ができなくなったということで、学校のほうで希釈等をしなくちゃいけなくなった。今、鳥栖市、基山町がやっているように、校長室の金庫でしっかり薬品を保管して学校のほうで希釈をするといった方法については問題がないということがありましたので、中止になった市町は、その方法ができなくなったということで中止にしているということで聞いております。

一方で、フッ化物を洗面所のところで吐き出すので、それで飛沫が飛ぶということでやめられたところも幾つかあるようですけれども。

先ほども答弁で申しましたように、歯科医師会、薬剤師会については特段問題がないと。鳥栖市が一時的にやめましたけれども、歯科医師会の指導のほうで、中止することのほうが危険性が高いと、今やっている方法を継続してくださいということで要請があったので、また鳥栖市についても再開しているというふうに聞いております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

歯科医師会の要望が強いということをお願いにされますよね。けれども、これはやはり本来的に学校が請け負うべき業務ではないわけですよ。ですから、唐津市や佐賀市がしているのが当然だったと。鳥栖市、基山町などが、校長先生、そして養護教員の先生も消毒とか何とかに手を煩わせる、そこがやはり問題で、本来ならば、虫歯予防のために親が子供と一緒に歯科医の病院に行って、そしてきちりと手当じゃないですが、何かするということが本来的なものだと思うので、それが元に戻らないのかとここで言いたいけれども、ちょっと時間がないので、また少し考えさせてください。

次に行きます。加齢性難聴の補助についてです。

まとめて4項目行きたいと思いますが、総合健診では一緒にはできない、静かな環境じゃないのでと言われてまして、ただ、町長は個別に公民館などでと言われてましたけれども、別途保健センターでこの聴力検査だけの日程は組めませんか。そういうことはできないのでしょうか。

○議長（品川義則君）

中牟田健康増進課長。

○健康増進課長（中牟田文明君）

別途での保健センターでの健診ということになりますけれども、やはり総合健診の日程、またがん検診の日程等で年間のスケジュール等も決まっていますので、なかなかそこに押し込んでいくというのは難しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

今後それは検討するというので、よろしくお願ひしたいと思います。

障害者手帳を持っている方の聴力、何デシベル以上の方ですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障害者手帳をお持ちの方、高度難聴といわれる方以上の方が障害者手帳の認定となります。最低の……一番聞こえのレベルが低い方で、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方、また、片耳の聴力レベルが90デシベル以上でかつもう片方の聴力レベルが50デシベル以上の方。それ以上に聞こえない方につきましては、身体障害者手帳の認定の基準になります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

加齢性難聴の方がその障害者手帳を持つまでには至りませんよね。そのときに、正常値と高度難聴の方とのこの幅が分かりますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

先ほど、高度難聴のレベルで大体70デシベル以上が聞こえる方が身体障害者手帳の認定になると言いましたけれども、加齢性難聴になりますと大体25デシベルから70デシベルというところで、軽度難聴から中等度難聴と呼ばれる範囲のところに当たっている方がそういった加齢性難聴の範囲になってくるのかなと思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

障害者手帳を持っていらっしゃる方が補聴器をつけるというときの装具の補助がどの程度、受益者負担、それは幾ら、どのくらいなのか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障害者手帳をお持ちの方に補装具費という補助の項目メニューがございます。補聴器の機器によって少し違うのですが、7万円から10万円前後の基準額を定めております。その中で、大体基準額の1割の自己負担が発生してまいりまして、基準額の9割が公費ということで国県市町の補助割合という形になってまいります。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

先ほど、町長が商業ベースに乗っているのではいろんな面で問題があると言われましたけれども、私が聞く範囲では、20万円から30万円もする高いのを買いきらないという加齢性難聴の人が私の近所にもいらっしゃって、その辺の補助を少しでもということで、今回こういう質問をさせていただきました。

先ほど、男性2割、女性1割とおっしゃいましたけれども、私の持っている資料ではもう少し加齢性難聴の方の割合は高いのではないかなと思います。例えば、東京都の新宿区です。65歳以上の高齢者が6万7,000人、うち難聴者3万人だそうです。割合は約45%。その比率でいけば、基山町の65歳以上の方5,400人として、2,000人以上の方がそれなりに聞こえに問題を持っていらっしゃるということで、そういう認識でいいですか。それともあまりにも高

過ぎますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

加齢性難聴はやはり年齢によるものもすごく大きいのかと思っております。やはり60代になりますと、先ほどの国の国立長寿医療研究センターの割合でも、60代ですとまだ少し割合が低いのですけれども、80代になりますとやはり男性2割、女性1割以上の比率の推計をされてありますので、ただ、全国的にそういった地域によって難聴者の方が多い少ないという地域があるわけではないかと思っておりますので、実際そういった国の機関の推計というものは非常に信憑性のほうは高いのかなとは思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

別の資料で、日本の所有率が14.45%だそうです。それに対してイギリスが47%、フランスが41%、ドイツが37%と大きな差があつて、何で日本がこんなに低いのかというのはいろいろな原因があると思います。そのうちの1つに、やはり高過ぎて買えないということがあ

る。

それと同時に、近所の方とちょっとお話をしたときに、もうこの方は本当に聞こえが悪いよねと周りは分かっているわけですね。本人もそれは自覚してある。けども、つけようと今本気に思っていない。なぜと聞いたら、「どこに行ったらよかと」と、そういう答えなのです。ですから、その辺を、今度プラチナ社会政策室ができたところで、きちんとした窓口ということで何かお考えになっていらっしゃる方がいいのになと思つていますが、どんなですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

加齢性難聴につきましては、やはり老化によるものが大きいかと思つておりますけれども、難聴の原因としましては耳の病気というのも要因の1つではあるかと思つておりますので、まずは医療機関に受診をすることで、その耳の聞こえが戻るということもあるかと思つております。

また、来年度設置いたしますプラチナ社会政策室のほうでは、一人暮らし高齢者の方の個別訪問を予定しておりますので、その中お話ししているときに、やはり聞こえが不十分のかなという方がいらっしゃれば、そういったところで注意喚起というのは行っていけるのかなとは思っております。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

やはり医療機関に行くのですよね。そうですね、私も目のときには医療機関に行きましたけれども。でもね、それを高齢者は知らない。まえは耳鼻科に行かないかんということを知りません、もともと。そこからスタートなので、少しいろんなところで、出前講座なども含めて、町民に情宣というのが必要ではないかなと思っています。

私がこの補助をしてほしいという要望を持ったときに、やはり今、日本には、基山町もあってと思いますけれども、生活保護をもらっている人以下で日常を暮らしている方、低年金の方とか、とても多いと思います。ですから、全国的に自治体が補助をしようという動きが増えてきています。例えば、東京23区のうち半数がもう何らかの助成制度を持っています。ただ地方はまだまだですが、この近辺で、多分佐賀県はどこも補助はしてないと思いますが、補助をしているところがありますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

佐賀県内で助成をしているところというのはありませんでした。資料を探してみますと、福岡県の田川市のほうと粕屋町のほうで補助を行われているということが分かりましたけれども、粕屋町のほうでは確認したところ、平成28年度まででもうやめられているということが分かりました。現在されているのは、一応田川市が補助を行っているということで確認をしているところでございます。

○議長（品川義則君）

大山議員。

○11番（大山勝代君）

東京都はそれぞれの区がもう半数が補助をしているということで、今の動きとしては、東

京都として補助ができないかというそういう動き、運動、それが進んでいる報道を見ました。

難聴の放置、それと認知症発症との関連性、もうイコールとは言いませんけれども、リスクが高まると、いろいろな医学的に証明をしている学者もたくさんいらっしゃいます。

基山町として難聴の方の要望調査、そして検討していきたいと、町長が回答で言われたので、本当に私はこれを期待しています。日本全体がそうですけれども、高齢者社会に佐賀県、基山町も向かっています。町長の施政方針でも改めて高齢者支援を充実させたいと思いを語られています。その充実策の1つとして、また認知症対策のためにも、難聴者に対する補聴器補助の施策は重要だと思います。どうぞよろしくお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、河野保久議員の一般質問を行います。河野保久議員。

○8番（河野保久君）（登壇）

皆さん、こんにちは。8番議員の河野保久です。3月に入り、年度末で何かと御多忙の中、また足元の悪い中、議場に足を運んでいただき、ありがとうございます。

この前、正月を迎えたと思ったら、あっという間にもう3月になっています。コロナ禍で自粛自粛の巣ごもり生活が続き、一日の時間は長く感じるのに、月日だけはあっという間に過ぎてしまうこのギャップ。前向きな気持ちを忘れず、一日一日を大切にしなければと、自分を叱咤激励している毎日でございます。

さて、そんな中での令和3年第1回定例会での一般質問は、次の2項目でございます。

1項目めは、コロナ禍での多世代交流センター憩の家と町立図書館の管理・運営は、についてです。

長期にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いの中で、町の公共施設の管理・運営がど

うなっているのかを知ることは大きな関心事であります。実態を把握していくことはぜひ必要との思いから質問することにいたします。

2項目めは、地域担当職員制度についてです。

平成24年6月に、町民と行政が一体となってまちづくりを進めていくという思いを込めてこの制度が発足したと私自身は考えております。この制度が機能しているのだろうか疑問を感じることもあり、町としてこの制度をどのようにしていくつもりなのかを質問させていただきます。

今回も町民としての目線を大切に、基山町が元気な活気あふれる住みよいまちになるための一助となればとの思いを込めての質問です。昼までのひととき、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

それでは、具体的な質問に入ります。

質問事項の1、コロナ禍での多世代交流センター憩の家と町立図書館の管理・運営は。

(1)コロナ禍での管理・運営の状況をお示し下さい。多世代交流センター憩の家、図書館それぞれでお願いいたします。

(2)コロナ禍での管理・運営上、現在苦慮していることはございますでしょうか。これも多世代交流センター憩の家と町立図書館の別々についてお願いいたします。

(3)今後に向けて、改善・改良していきたいとことがあればお示しください。これも両施設それぞれでお願いいたします。

質問事項の2、地域担当職員制度についてです。

(1)制度の概要についてお示しください。

ア、導入した目的及び狙い。

イ、1行政区当たりの職員数及び構成。

ウ、地域担当職員の任期。

(2)職員の活動実績を幾つかの具体例を挙げてお示しください。

(3)現状をどのように認識し、これを踏まえて今後どのようにしていくおつもりなのか、展望をお示しください。

以上をもって1回目の質問といたします。簡潔なる御答弁のほど、よろしく申し上げます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

河野保久議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、コロナ禍での多世代交流センター憩の家と町立図書館の管理・運営は。

(1)コロナ禍での管理・運営の現状を示せということで、それぞれに分けてでございます。

まず、ア、多世代交流センター憩の家でございますが、多世代交流センター憩の家のコロナ禍での管理・運営につきましては、施設に入館の際にマスクの着用、手指消毒と検温を行っています。サークル活動や会議室、音楽室、浴室、キッズルームの使用では、使用人数を通常の約半数に制限し、密にならないようにしています。また、施設は常時換気するとともに、使用後は机、椅子、遊具等の消毒を実施し、新型コロナウイルス感染症予防に十分注意しながら運営しているところでございます。

イ、図書館。図書館につきましては、入館者の皆様に検温と手指消毒をお願いするとともに、館内での長時間の御利用を御遠慮いただいております。本の貸出し、返却、レファレンスなどの業務は通常どおり行っておるところでございます。施設は窓を開けるなど常時換気するとともに、入館者が多いときは密にならないようお願いのアナウンスをしております。

(2)コロナ禍での管理・運営上、苦慮していることは何かということで、まずはア、多世代交流センター憩の家。多世代交流センター憩の家につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として人数制限を行っておりますので、利用者が多い場合は利用時間の調整対応に時間を要しております。また、会議室等を使用した後の机、椅子、遊具等の消毒作業に手間がかかっているという、そういうところが苦慮しているところでございます。

イ、図書館。図書館につきましても、利用者のマスク着用の徹底と、不特定多数の方が触れるところの消毒、特に返却された本の消毒に手間がかかっております。また、県外の小郡市、久留米市と広域連携を行っておりますので、佐賀県の状況のみで判断できないところがあり、苦慮しておるところでございます。

(3)今後に向けて改善・改良していきたいことがあれば示せということで、ア、多世代交流センター憩の家のほうが、入館時の検温対応にサーマルカメラを導入したことにより、利用者の方がスムーズに入館できるようになっているところでございます。それまでは手で、ハンドタイプのやつでしたので。今年度は、食事をするイベントやバスハイクなど人気のイベントを中止しておりますので、新型コロナウイルス感染症が一定の収束をした段階で、そう

いったものを再開、実施していきたいというふうに考えております。

イ、図書館。図書館につきましては、近隣の感染者数が減少してまいりましたので、徐々に館内の椅子を戻し、利用者の利便性を高めているところです。また、図書館玄関横の返却ポストの利便性を高めるために、雨天時でも利用しやすいようにひさしを取り付けたいというふうに考えております。返すときに濡れるというそういうお話がございましたのでですね。今日から椅子が出たというそういう形になっています。それまで椅子はなかったのです。ただ元に戻したわけではございませんので、少し出したというそういうことでございます。

2、地域担当職員制度について。

(1)制度の概要について示せ。

ア、導入した目的・狙い。基山町地域担当職員制度は、地域と行政の「協働のまちづくり」の推進と「地域主体のまちづくり」を支援するために、平成24年度に施行した制度です。地域担当職員を導入することで、地域と行政の積極的なコミュニケーションを図り、信頼関係の構築により、地域の活性化と行政運営の円滑化を図ることを目的としているところでございます。

イ、1行政区当たりの職員数及び構成ということでございますが、地域担当職員は各区に3名配置しており、1人が管理職及びそれに類する職務の人間、そして係長職、そして一般職、その3人で構成しているところでございます。

ウ、任期。担当職員の任期は原則2年間とし、再任を可能としているところでございます。

(2)職員の活動実績を幾つかの具体例を挙げて示せということでございますが、区の運営委員会等に参加し、地域状況の把握と課題解決に向けた支援や依頼に応じた支援活動を行っているところでございます。令和2年度は延べ134回、219人が……（「令和元年度です」と呼ぶ者あり）失礼しました。令和元年度は延べ134回、219人が活動しました。

(3)現状をどのように認識し、これを踏まえて今後どのようにしていくか、展望を示せということでございますが、現状といたしましては、徐々にではございますが、地域担当職員制度は地域の皆さんに認識していただき定着してきていると思っておりますが、区ごとにそれぞれの区の地域特性もあり、地域担当職員の活動についても若干の地域差があるというふうに認識しているところでございます。

今後は、区ごとに地域担当職員の関わりについて意見交換をさせていただきながら、より良い地域担当職員制度にしていくとともに、職員にとっても地域の生の声を聞く貴重な機会

でもありますので、継続して充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

以上で一度目の答弁を終了いたします。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それでは、2回目以降、一問一答にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナによる緊急事態宣言、実質的に長いこというと、もう去年の1月中旬、2月ぐらいから新型コロナになっているわけですがけれども、直近のところ、夏以降あたりと福岡県が緊急事態宣言を発令されたその後、年明けてからと言ったほうがいいのかな、その利用状況、それぞれにどうなのですかね。図書館でいえば貸出し冊数とか、それから多世代交流センターでいえば入館者数とか、その辺はデータ持っていると思いますので、大体どんな状況なのかをちょっと教えていただけますか。

○議長（品川義則君）

河野議員、順番は。

○8番（河野保久君）

多世代交流センターと図書館、この順番で通してください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

令和2年度の状況につきまして、令和2年の3月、昨年3月から大体臨時休館が始まっているところでございます。6月1日から町外者も利用も可というところで、一応コロナ禍ではありますがけれども通常運営といいますか、利用者は半数に減らしていますので、それで開始しております。大体6月から12月、福岡県の緊急事態宣言が出る前までについては、やはり利用者の方、約半数の利用ということで令和2年度は推移しております。

それから、1月の16日から一応全国的に緊急事態宣言が発令されたこともありまして、県内利用者の方に絞らせていただいております。1月の利用ですけれども、大体昨年度の3分の1ぐらいの利用にとどまっているところでございます。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

図書館についての夏以降の利用状況ということで、図書館につきましては4月4日から臨時休館をいたしまして、5月18日まで臨時休館となっております。5月19日から入館者を町民の方に限るということで開館をいたしまして、翌月の6月2日からは広域利用も開始ということで、県外からの御利用等も入館者入っていただいているようなところで、椅子につきましては、6月2日からは椅子のほうも少し出して、自粛席というのも設けておりますけれども、椅子のほうも出させていただいているようなところで。

年明けからにいたしましては、1月16日に福岡県など緊急事態宣言が出てからは、また館内の椅子を撤去させていただいたようなところで、サービスを少し縮小させていただいておりますが、本日より、先ほど町長の答弁にもありましたように、戻らせていただいているところです。

利用人数等を比較いたしますと、前年度に比べてですけれども、夏場、6月等の開館した当時は、入館者が大体51%、それから、貸出し冊数が78%程度、前年比の利用状況でございましたけれども、これがだんだん戻ってまいりまして、10月ぐらいになりますと、入館者が大体10月、11月は76%とか70%後半に入館者のほうは戻っておりまして、貸出し冊数にいたしましては大体96%とか97%。昨年がそれまでに比べますと大幅に伸びておりましたので、平成30年度とかと比べると、そういった平成30年度よりも利用が多いような状況になっておりましたけれども、やはり2月に入りまして新型コロナが、1月16日からは福岡県等がそういった状況になりましてからは、やはり入館者が63%ぐらいまで落ちております。また、貸出し冊数にいたしましては89%まで落ちているような状況です。

以上でございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ありがとうございました。それで、検温、両施設なさっていますよね。両方ともサーマルに換えているということですが、今までで、無論いろんな人が来られるわけですから、検温して、例えば、今、庁舎内だと「正常の範囲内です」みたいなことで言いますが、風

邪引いておられたり熱があったりしてはじかれるというか、入館御遠慮くださいみたいな方もいらっしゃるのですよね、両施設とも。そういう例はあるのですか。それとも、そういう例はないということなのですかね。

聞きたいのは、そういう人が、例えば、ちょっと御遠慮くださいみたいな人がいたときには、誰がどういうふうな判断をされてどういう対処をされているのか。それを両施設ちょっと聞きたいのです。なので、多世代交流センターのほうから、今の順番でお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

多世代交流センター憩の家で、お子様連れの方で1組、お子さんにちょっと熱があって利用を遠慮してもらったというのが1件あったということで聞いております。その際は、入館の際にそういった検温チェックをしまして、受付の職員のほうが説明をいたしまして、今やはりこういった状況もありますので、納得してお帰りになったということで伺っております。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

図書館につきましては、結論から申しますと、発熱者での御入館をお断りとした事例はございませんが、夏場はサーマルカメラで発熱というような表示を示すような利用者が結構多かったのは、帽子をかぶったような方とか眼鏡のこういったところに反応して発熱というような反応をしておりましたけれども、実際に発熱での入館お断りの事例はございません。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

実は、私も夏、町民会館ではじかれたことがあるのですが、やはり帽子かぶっていったら、幾らやっても8度、7度5分、8度下のところに行って、日陰で休んでもう一回測りましょうかみたいなことでパスして町民会館に入れていただいた覚えがあるので、よく分かります。

それから、これは多世代交流センター憩の家で聞きたいのですけれども、答弁では、いろいろ人数制限、約半数としていますよね。これは、あそこはいろいろな施設があります

よね。会議室があったり多目的室、それからキッズルームがあったり風呂があったり、それから音楽室があったり。その人数制限というのはそれぞれの施設でかけているのですか。それとも、館全体でおおむね何名という推定をして、その半数というかけ方をしているのですか。その辺はどうなのですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

約半数というのはその利用する施設の部屋ごとに人数を分けております。例えば音楽室で言いますと、大体10人ぐらい利用可能ですけれども、今は5人までということで制限をさせてもらっています。また、浴室の利用といたしましては、あそこが……髪を洗ったりする洗面の部分が一応3台あるのですけれども、間隔を置いて使っていただくということで、2名様に利用を制限させてもらっています。また、キッズルームの利用につきましては、一応40人定員で運営していたのですけれども、20名定員ということで、部屋ごとに半数で制限をさせてもらっているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それで、一つ憩の家のところでは気になるのは、音楽室、カラオケルームというのは非常に、今日の朝、いみじくもNHKの朝の番組でカラオケルームのリスクは高いんですよみたいな話をしていたので、ちょっと気になるのですけれども、あそこを利用する際に、特に利用者の方に注意していただくこととかございますか。マスクをつけて歌ってくださいとか、マスクは外してもいいですよとか。リスクは身内同士だったらそれほど高くはないというものの、ほかのところと比べればやはり飛沫が飛んだり破裂音が出たり、かなりその辺のリスクは高いと思うのですけれども、その辺の注意喚起というのはどのようになさっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

施設の利用の再開に際して、やはりそういったカラオケルームの利用については、施設の

職員のほうともすごく慎重になったところでございます。一応、今の利用といたしましては、先ほど少しお話ししましたけれども、利用の人数制限については半分の5名様までの利用とさせていただいているところでございます。

また、歌うときはマスクを着用して歌ってもらうようお願いしております。

また、1曲歌われるごとに除菌シート等でマイク等をきちんと除菌してもらって、次の方が歌ってもらうというふうにさせていただくようお願いはしております。

また、大体1時間ごとに換気といいますか、一度出てもらってから部屋の換気をする時間を置かせてもらっています。ですので、例えば2時間借用されていたとしても、1時間で換気の時間ということで一度出てもらって、また入ってもらって歌を歌ってもらうというような利用をしてもらうということで、新型コロナ感染予防に注意をしながら運営しているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、図書館の館長にお伺いしたいのですが、長時間の御利用を御遠慮していただいていますというような、分かるのですけれども、長時間とは大体どのぐらいの時間で、誰が見てどういう判断をして長時間と判断するのか。非常にこれはばらつきが出やすいところではないかと思うのですよね。その辺の運営の仕方についてどういうふうになされているのか、実情を教えてください。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

館内の入り口に掲示もしておりますし、アナウンスなどでも長時間の御利用を御遠慮いただいておりますというようにしておりますけれども、おっしゃられるとおり、長時間の判断というのはなかなか難しいところでありまして、各自の方が自分の安心安全のために判断していただくというようなところで、お尋ねいただいたときには、おおむね30分から1時間程度ということでお答えをさせていただいております。

また、図書館館内を1時間に一度職員が巡回して見回っておりますので、この方はちょっと長時間じゃないかなというようなときには、お声がけだけはさせていただいているような

ところでは。

また、長時間御利用になりたい場合は、図書館に入ってすぐの多目的室、あちらのほうは利用の申請を取っておりまして利用者履歴を残しておりますので、長時間の御利用をされる方はそちらのほうをお願いしているようなところでは。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、貸出しとレファレンス業務は通常だと。レファレンスというのは、要は、いろいろ貸出し、この本はどこにあるんですかというそういう相談業務ということで考えていいのですかね。その辺の頻度はどうなのですか。結構件数があるものなのですか。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

レファレンスの頻度につきましてですけれども、本年度はまだ統計が出ておりませんが、昨年度、令和元年度の統計でいきますと、年間のレファレンス件数は2,387件となっております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、換気に両施設とも注意して運営なさっていると、これは分かるのですけれども、ずっと窓を、特に寒い時期などは、普通我々が単純に考えると、窓を開けっ放しにして空気の通りをよくするみたいなことで、それから空調でというようなことがあるのですけれども、この前、ある施設に行ったら、この施設は換気が十分行き届いておりますみたいな機械で言っているのですよね。そういうような施設は取り付けているのですか。ないですか。——ない。要は、もう開けっ放しというか、そういう感じなのですかね。どうなのですか。それぞれお願いします。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

憩の家の場合は、そういった機器については取付けは行っておりません。常時窓を開けておいて換気という形を取らせていただいております。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

図書館におきましても、その機械を取り付けて現在換気ができているかというようなそういったところは把握しておりませんが、空調管理と窓を開けるということで対応させていただいております、窓の開ける幅、それを人数によって少し調整をさせていただいているようなところです。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

特に冬はその辺の換気というのは非常に苦慮するところで、いろいろ個人差があるので、寒く感じるのも。非常に苦慮すると思うので、何かそういうような設備があるようなのですよ、機械で判断して、換気が十分今は行き届いておりますみたいな。そういうものがあればほかの業務に集中できるわけですので、そのようなものもこれから検討課題として研究していただければなというふうに感じました。

それから、苦慮している点では、利用したときの消毒にかなり両施設とも時間を費やしているというような御回答をいただいているのですが、それぞれの施設で何人ぐらいでどのぐらいの時間かかっているのか、大まかなところは分かりますか。

一番心配するのは、これをやるために、いろいろなことをやらなきゃいけないので、本来の業務に支障が出てきてしまったら困ると思うので、その辺を含めて御回答いただければと思います。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

憩の家におきましては、キッズルームにつきましては一応時間ごとに、1時間半ごとの利用ということで分けて運営を今はしておりますので、その合間に消毒作業を行っているところでございます。また、閉館が一応5時となっておりますけれども、大体4時で皆さん全て

のイベントを終わってお帰りいただいておりますので、その後に、職員全員で施設の消毒を行っているところでございます。

通常の開館時間中は、やはり受付のところには人は必ず配置しておかなければいけませんので、全体で3名、4名体制で運営しているのですけれども、1人は受付に残っておりまして、ほかの者でそういった消毒作業に従事しているところでございます。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

図書館につきましては、特に返却された本の消毒に手間がかかっておりますと御回答させていただいておりますけれども、利用者の方から戻された本につきましては、全点、表紙のほうをアルコール消毒拭きをしておりまして、その後に機械の紫外線消毒と、それから風を当てて本の中をきれいにする消臭除菌のような機械での消毒をさせていただいております。作業につきましてはどのぐらい時間がかかるかということですが、ちょっとカウンターの時間が空いたときに、戻されたときにしておりますので、時間については把握できておりませんが、機械は大体1分間、その機械の中に本を入れる冊数入れてかけているようなところです。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、図書館の場合は、さっきおっしゃったように、この回答にもあるように、他県、福岡県と交流を結んでそれぞれの施設を利用し合いましょうということで、基山町のほうだけでは一概にというふうな御回答があったのですけれども、何かこの辺について、例えば久留米市とかそういうところとどうい話をされてどうい調整をされているのか、あれば参考のために。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

広域連携で提携を結んでさせていただいておりますけれども、実は、昨年3月の頭にこういった新型コロナが近隣ではやり始めたときに、久留米市や小郡市が先に休館してしまっ

基山町の図書館のみしか開いていない状況になったところで、とてもうちに利用者が流れてきて苦慮したところがありましたので、すぐに連携で話し合いをしまして、連携を結んでいる各館が臨時休館をしたり何かしらのサービスを縮小したりするときにはお互いに連絡を取り合って、他館もその状況によって判断ができるようにというようなところを話し合ったりしておりますけれども、現在は、なので、例えば小郡市が臨時休館をしましたとかというような情報は頂くようにしております。

以上です。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

基本的には、もうやはり他県の方はという場合には、御遠慮いただけていますよという情報をそちらの図書館に流すということですかね。

○議長（品川義則君）

城本図書館長。

○まちづくり課図書館長（城本直子君）

ホームページやフェイスブック上でお互いに流すとともに、やはり館の入り口に、駐車場も含めまして大きく「県外の御利用をお断りいたします」とか、5月19日から6月1日までにかけましては「町内の御利用に限らせていただいております」というような案内の掲示を大きくさせていただいたようなところですよ。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

それから、今後、改善・改良していきたいことをお伺いしたわけですが、多世代交流センターでは、お食事会とか、これは「男だけのお食事会」とかそういうことを指しているのかな……よく分からないのですけれども、それから、バスのイベント、今、食事は禁止ですよ。オーケーなのですか。多世代交流センターの中ではオーケー……オーケーですか。

感染症が一定の収束をした段階で逐次元に戻していきたいということだろうと思うのですが、これは町長、一定の収束をした段階というのは、最終的には町長が決めるわけですよ。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

役場内で頻繁に対策本部を開いております。その中で、先ほどの図書館とか多世代交流センターがどうするかも、ほかの施設との兼ね合いがありますので、全てそこに諮って決めております。ただ、この事業の再開についてはどちらかというと社協が中心になって、現場の感覚が大事かなと思っておりますので、そこらあたりはまた社協と話していけたらいいなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

僕は、ある意味、この新型コロナの中のこういう事態がずっと続くことを望んでいるわけでもないし、みんな早く収束したらいいなと思って日々生活していると思っているので、ただ、やはりこれも、こういう新型コロナが、僕は襲ってきて闘いを挑んでいるという気でもいつもいるのですけれども、それはやはり人間に対するある意味の警告でもあるし、これからもこのウイルスというのはいつどこでどういうものが起こるか分からないので、こういういい体験をさせてもらっている、経験をさせてもらっているというこれを、これから後、何年後に来るか分かりませんし、いつまで続くかも分かりません。ただ、これを生かしていっていかなきゃいけないのかなど。

それを僕らが後を引き継いでいかなきゃいけないのかなという、今を体験している人間の使命だと僕は思っているので、やはりこれは逐一いろいろ残していっていただいて、次の人たちの世代にも受け継いでいかなきゃいけないなというふうには感じていますので、今までのところで図書館とか憩の家の人話を聞いていると、すごく一生懸命住民に配慮してやっていただけて、そう大したトラブルも起きずに、感染者もそこから出ていないということは、とても僕はある意味すばらしいことだと思って職員の方々に感謝しているのです。

なので、これをぜひ何らかの形で残していって、次、いつ起こってもいいように、それから、変異株が出てくるとかなんとか言っているけど、そうすると長期化する可能性もあるし、そのときにもぜひ今までの体制を維持して、より良いやり方があればみんなでも話し合っていて、住民のためにやっていただければと思います。今のところは本当に感謝していま

す。ありがとうございます。

では、次に移ります。地域担当職員です。

これは前町長の小森町長が「協働のまちづくり」というのをうたって、それでその1つの柱として地域担当職員を置いて、平たいことをいうと住民と行政が一体となったまちづくりを進めていきましょうねという趣旨で始まったものだと僕は解釈していて、非常にいい制度だなと思っているのですけれども、その辺については担当課はどのように御判断しているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

地域担当職員制度の導入のときには、そういう協働のまちづくりの総合計画に基づきまして、それを実体化していこうということで始まった制度でございます。ですので、よその自治体にはない制度ではないかなというふうに思っているのですけれども、その中で目標に掲げておりますのは、地域と行政の協働のまちづくりを推進すること、それと、地域主体のまちづくりを支援するということの2つを目標に掲げまして、地域担当職員としまして地域に入りまして、そういう内容の地域の御意見を聞いたり問題解決を一緒に考えたり、そういうことに一緒に関わっていききたいということをつくった制度でございますので、大変有意義な制度だと考えております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

いわゆる自治体にこういう制度を取り入れている自治体というのは少ないようなのです、いろいろ。どこだと言ったかな、一番最初にやったのが……習志野市が何か先駆けて地域担当職員制度のようなものを置いた。それも背景には、やはり自治体がいろいろ多様化してきて、住民のニーズが多岐にわたってき出したと、要望も多岐にわたってきたと。でも、やはり行政側としても地域の声を吸い上げるということも大切な仕事ではないか、それには十把一からげでやっているのではなくて、地域地域にその担当を置いて一つ一つ吸い上げていこうという趣旨で始まったというような説明だと僕は思っているのですけれども、そういう趣旨もあるのですよね。やはり業務の1つとしては地域の声を吸い上げるということ、それは

ほかにもいろいろあるでしょうけれども、その辺はどう御判断しているのですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

当初、導入のときには分かりやすい説明としまして、今まで地域と行政のつながりというものは区長が主にとか議員とか、そういう区長を中心に関わっていただいておりますが、これを分かりやすく言うために、新しく地域と行政のパイプが1つできましたというような形で捉えてくださいということで、導入当時は御説明をさせていただいております。

近隣でも、こういう地域にしっかりと地域担当職員として、地域の課題解決を一緒に考えるという制度はやはり少ないようでございます。近くの自治体においても、入庁一、二年目の職員をそういう研修的な扱いで地域のイベントに参加を促すということはあるようですが、こういう制度として1年間を通じて関わっていくというところは、近隣自治体でもないようです。今後も続けていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

前回の平成25年3月にも僕は、ちょっとこれはいろいろないきさつがあって質問させていただいているので、そのときには定員3名にしていますよね。任期が2年。地域を、基山町を4つのブロックに分けてやりましたよね。それを班長という形で呼んでいたようですけども、1区、2区、4区、6区、これは山間地域というふうに僕は捉えているのですが、これを1つ、1班。それから、5区、7区、8区、10区、13区、これは、だから東側になるのかな、これを2班ということで定義づけています。それから、3区、9区、11区、12区、これを3班。けやき台を、新興住宅地という意味なのでしょうか、14区、15区、16区、17区を1つの4班ということでやっているのです。今もこの体制には変わらないわけですよね。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

班につきましては、今もこの体制で行っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

課長クラス、それに準じる人がいて、係長クラスがいて、一般職員というふうな形を1名ずつ配置して、いろいろ対処している。3名はそれぞれの区に、やはりみんな課長クラスの人が班長になって取りまとめしているということですよ。出席は必ず、当時、僕は小森町長に質問したのは、出席は1人よりもやはり2人で行ったほうがいいだろうということで3名にしましたというような説明で、ああ、なるほどなというふうに納得した覚えがあるのですけれども、その辺はやはりそういうことなのですか。そして、出席については何か特に決まりがあるのですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

地域担当職員の活動につきましては5つございます。1つが、地域課題解決に対する相談業務、それから、地域の実情などを把握し行政情報を提供するという、運営委員会の参加のような形のものです。それから、まちづくり計画を策定する場合の作業の支援ということですよ。過去、幾つかの区で支援をさせていただいております。それから、地域の懇談会などへの参加です。これは区長会の要請によって参加させていただいて、最近、けやき台の朝市もこの部分で参加をさせていただいております。あとは、関係課との連絡調整ということで、それぞれの業務の中で参加の人数というのは特に定めておりません。

ただ、そういう問題の課題解決とか、そういうテーマがあるときにはやはり複数の人数で参加をする、もしくは、それで足りない場合はまちづくり課の職員も一緒に参加するというような形で、場所も現場でするのか役場で話すのかといろいろな状況もありますので、そこは区長のそういう要請に応じて対応してまいっております。運営委員会につきましては1人でいいよというところもございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

これはちょっと僕の質問が悪かったのですけれども、区の運営委員会に参加……じゃない。質問で、活動実績、具体的にどのようなことをやったのかというのが知りたかったので

すよ。例えば、16区の朝市でこういう問題があるので要請があつて行きましたとか、町としてこういう状況をつかみたいと思って参加しました。参加には両方あると思うのです。区のほうからの要請もあるでしょうけれども、町のほうからとしても、今、全体を見た場合、この地域の問題を把握したいので、地区に飛び込んでいってというような意味合いもあると僕は思っているのですけれども、その辺の兼ね合いというのはあるのですか。

僕は、以前、最初にやったときに前課長とちょっと意見が合わないで、その辺で何かかちんと来た覚えもあるのですけれども、何か、来てくださいなんですよ。あくまでも主体は自治体なので、自治体のことまで町は声を出しません。だから、来てくださいと、何かあれば。制度をつくったから来てくださいみたいな言い方をされたのでね、当初。それは違うのじゃないですか。気づかないこともあるのだから、町としても飛び込んでいってもらわなきゃいけないときもあるのじゃないですかみたいな話をした覚えがあるのですけれども。その辺の兼ね合いはどういうふうに今は判断されているのでしょうか。あくまでも町なのか、町としては。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

今は、運営委員会等で通常の内容になっているものについては、区からの依頼とかそういうものはございません。そこは班長と話してどういう形でやっていこうかということで、区によっては、運営委員会に来ていただくよりもその前の役員会のほうに来てもらったほうが良いというところもあるので、そこに参加する区もございますので、それはありますね。

そういう形で、まず要望があつて参加するという最近の事例で行くと、区によって何かの申請書類をつくりたいというときに一緒に考えてくれないかと、区の中の組織の運営委員会というか、区の要項とかそういうのを考えるときに一緒に入って考えてくれないかというときには、依頼書が出たりする場合もございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

分かったような分からないようなところがあるのですけれども。それで、確かに朝市に来ていただいているのはよく分かる。これは単純に令和元年度は延べ134回、219人が活動した

という、実際の活動の数で実情を示されていますけれども、134回というと、これを17区で割ると大体平均して1. 何回になるのですよ、1区当たりね。ということは、あっ、1. 何回じゃない、違うか……どこだったけな……7.8回か。二月に1回ぐらいの感じということになるのかな。7.8回でした。失礼しました。1区当たりになると年間7.8回行っていますよということは、二月に、ざっと言って1回ぐらいのことで活動していますよみたいなことになっているのですけれども。

もう一つ、班分けして班長さんを決めていますよね。ということは、その班の実情をみんなで共有しようという、4区か5区か一緒になって班のグループ分けしていますけれども、その実情認識というか、そういうものの認識の打合せは行っているのかと、それから、班の責任者が別に集まって、この地域はこういう問題がありますよ、この地域はこういう問題がありますよというような、班長同士の打合せとかそういうようなものはやっているのでしょうか。

それともう一つ、新人さんなどはこの地域担当職員が分からないですよね。当初は、これは研修で費用をかけて、たしか70万円とか80万円、平成25年度かな、予算をかけて研修も行っているのですよ。そういうような研修みたいなこともやっているのでしょうか。班ごとの打合せ、それから、いや、班の中での打合せ、それからグループごとでの打合せ、それと新人さんに対する研修みたいなこと、この3点はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

班の中の打合せにつきましては、班長を中心に区長とお話をしますので、例えば、誰か1人傾聴に来てくれればいいという……（不規則発言あり）3つ、4つの班ですね。分かりました。

グループでいきますと、けやき台は4つの区で1つのグループとなっております。朝市の準備等の支援をさせていただいておりますが、これについては4つの班が1グループとして情報を共有しまして、当番をつくって、年3回朝市の感謝祭がありますけれども、そのときにこういう順番でやっていこうと、それ以外のみんなはそういう支援ではない形で、自由参加というような形で会を盛り上げていこうというような話を、この中で班長を中心にやっていただいております。

それから、新人の研修につきましては、職員のこういう手引をつくっておりますので、入庁したときにまちづくりの担当課のほうから説明をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひ一度その手引があったら見せていただきたいのと、その配置を決めますよね。たしかできたら地元の職員とか、その地元で精通した職員もできればその3名の中に1名置きますよというようなことで運営していきたいというふうな、当初、全員協議会で説明を受けた覚えもあるのです。その辺は、そういうことは変わらずにやっているということでもいいのですよね。

それと、担当職員の配置を決めるのは、責任者は担当課なのですか。それとも、別のところなのですか。その辺はどうなっているのですか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

担当のそれぞれの職員の割当てでございますが、管理職につきましては、自分の住所もしくは過去住んでいた区には在籍しないように決めております。残りの2名については、できる限り居住地もしくは過去に居住していた区に配置するように努めております。

実際はなかなか、全部で51名動きますので難しいところもございます。町外の方も職員としておりますので、それもここに一緒にやっていきたいということもありますので難しい面はございますが、令和2年度につきましては、けやき台の17区だけどうしてもちょっと難しく、けやき台の中の住所の職員が入っておりますが、それ以外は100%できているのですけれども、できる限り地域の実情が分かる人間が必ず入るというような形にしております。2名それぞれそれができている区も当然あるのですけれども、それぞれの出身区の職員の数もございますので、そこは若干苦慮しているところでございます。

担当職員の任命ですけれども、それにつきましては、まちづくり課のほうで過去にどこの何区をやったというのは全部分かっていますので、まちづくり課のほうで人選をさせていただきまして、町長より業務命令として任命させていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

各区の代表、リーダー、課長級をその区出身者じゃなくしたのは、私が町長になったときです。それはなぜかという、職員の中で、「自分のここの区のことには分かるけど」と言い張る人がいたので、そんなことを言ったらだめだということ、利益誘導になってもいけないと思いますので、各代表はそれぞれの区の出身じゃないところを充てる。そして、あとの2人はなるだけその地域に絡む人をとというふうなそういう形でやっています。そして、その代表の人たちは管理職なので、定年退職とかでどんどん変わっていき、新しいまた管理職ができてくるということで、そういう意味では頻繁に区を移動することも今あっているようなところでございます。

それから、もう一点、年間大体60回から70回、全管理職が集まる会議を今やっています。今は新型コロナもあるし、いろんなものがあるので、議会対応もありますけれども、その時に、やはり各区の地域担当職員として各区をそれぞれ分かっている人たちがいるというのは、非常にそこでの意見交換もできやすいし、それから、何かをみんなでせーのでやるときも、それぞれ地域担当職員の区の割当てでやりましょうみたいな話のこともできるので、そういう意味では非常に今有効なツールとして、あとは、もう少しさらに区の皆さんと連携できるようになっていったらいいかなというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

答弁の中で、「地域担当職員の関わりについて区ごとに意見交換をさせていただき」というのは、これは区と地域担当職員とが話し合っという意味合いでいいのでしょうか。どのようなことなのですかね、これは。言っていることは。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

最終的にはそういうふうな形になればいいと思っておりますけれども、まずは、私が各区長に、どんなふうな状況ですかということを私自身が意見を交換させていただいて、課題を私

自身が把握したいというようなことから、まず始めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ちょっと分からないな。要は、担当課が町の全体の地域担当職員制度をつかむために、各区とまず意見交換をしたいということなのですか。

僕はそう思わなかったのです。各区の地域、例えば、僕はけやき台3丁目だから16区の担当職員と16区の方が話をして、意見交換させていただいて、どういう方向があろうか、今、この地区はこういう問題があるんだよというふうな意見交換をして、お互いに実態を深める場を持ちたいというふうに判断したのですけれども、今の課長の説明だと僕は、課長が全区の状況を知るために各区の区長と話をしたいというふうに聞こえたのですけれども。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

各区と今の地域担当職員3名は、もうそういう連携ができるように配置を既にさせていただいておりますので、それはいつでもできるというふうに思っています。

私が少し感じたのは、区によって少し特色がありまして、運営委員会にはもうそんなに、言うときだけ来てくれればいいと、区の中でそれぞれの行事そういうものについてはやっていけるし、課題があるときにはお願いするからという区も幾つかございます。そういう部分で少し、運営委員会1つとってもそういう違いがありますので、そういうところは私自身がちょっと聞かせていただいて、ほかの取組をお話ししながら今後を考えていければなということでお答えさせていただきました。

今、議員がおっしゃるようなことというのは、今も配置しておりますので、すぐに班長に言えばできることと思っておりますので、これはどこかのタイミングでやらせていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

ぜひお願いなのは、僕も制度としてはすばらしい制度だというふうに思っています。だか

ら、良くしていきたいのです。ただ、これは地域担当職員だけ頑張ってもだめだし、やはり行政区の協力も必要だしと思って、何かうまい方法はないかねといつも模索しているのが現状です。

僕も正解を持っているわけではありません。だけど、何かいつも町のこういうことになるとそうなんだけれども、制度をつくったからあとはうまくやってよみたいな、ちょっと途中で投げちゃっているみたいなふうを感じる、受けるほうからすればね、ところもあるので、もうちょっとその辺がお互いにすり合わせるような場が区の自治会と地域担当職員の中であればいいと思うし、地域担当職員同士の中でも、ここではこういう活動をしているけれども、こっちの区でもやってみたらとかという情報交換をしながら、地域担当職員の人たちもやはり地域のことを、いろんなことの生の声を聞くというのはすごい財産だと思うのです。それがまちづくりの基本になると思うのです。

なので、その辺を一方的なものではなくて、もう少し僕から言わすと、町の職員も一生懸命やっておられることも分かります。ただ、すごくいろいろ区によって温度差があるし、もうちょっと突っ込んできてくれよと思うときがあるのです。

例えば、今、けやき台では朝市やって、それをお手伝いしていただけるのはありがたいと思うけれども、去年もおとしもやってないけれども、例えば祭りとかやりますよね。あれは全地域の住民が集まって、町の住民の声を聞くのにはああいうところがすごくいい場だと思うのですよ。そういうところに地域担当職員の方が積極的に入っていただいてというような話を前回のときもしました。そうしたら、酒を飲みに行くような場には出席しないように注意していますみたいなことを言うので、そんな堅いことでどうするのというような話を前課長と僕はやった覚えがあるのです。

もう少しその辺は柔軟性を持って、せっかくそういう場があるのだったら、そういう行事で区長と話すのもいい。ただ、住民の声を聞くのももっと大切なことなのです。生の声を。例えば、中に入って座って、ああ、あの人たちはこんなことを言っている、どういうことなんだろうと分かって、その地域感を身につけてもらうだけでも、僕はすごく重要な職務だと思っているのですけれども、そのようなことで御配慮していただけないでしょうか。

○議長（品川義則君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

やはり地域の生の声を聞くということは大事な業務であると思います。ただ、地域担当職員で出る場合は業務として出ておりますので、時間外の手当も出ておるものでございます。そのところの線引きが、そういう夏祭りだったり飲食の伴う場所というのは線引きが非常に難しいところであると思います。

ただ、議員おっしゃるように、そういうところでの声というのは確かに本音を聞くこともできますので、大事な要素もあると思いますので、そこはちょっと区長と相談させていただいて、じゃ、例えば、けやき台のそこに違う区の地域担当職員が飛び込みでポンと来て、誰でも来ていいのかというのもあると思うので、そこは区長と相談して、参加は自由で情報だけそういうふうに、こういう会があるので、イベントがあるので、行ける方は行ってみませんかという紹介というのはできると思っていますので、そこら辺は区長とお話ししながら、いい方向に行くようにやっていければなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

町長はその辺のところはどう、今のやり取りを聞いて何かお感じになることがございますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、超過勤務手当は、課長は出てないよね。だから、みんなが出ていると勘違いされると困るので、一番メインの人間はそういうのは出ていないので、それが第一です。

それから、結局、現実はこうなのですよ。各区で、例えば区長が、「まあ、何とかさん、もう運営委員会は来んでいいから」という感じで言われる区があったときに、あと、こちら側が「あっ、そうですか。ありがとうございます。じゃ、また用があるとき呼んでください」と言って終わらせるか、「いや、そう言わずに、仲間に入れてくださいよ」ということで突っ込んでいくかという、まずは個人のキャラの問題が、これは区側もあるでしょうし、職員側もあるのではないかというのが第1点目ですね。

それから、そういうキャラだけで問題は解決できないので、それをシステム的にきちんとやっていかなければいけないかなとは思っているのですが、なかなかそれは一朝一夕ででき

る状況にはないので、少しずつみんなの気持ちを今1つにしつつありますし、そういうときに、今回新型コロナもありましたし、それから今度はワクチンがまたありますので、まさに地域と役場が一体的にやるような場面も多いし、プラチナ社会政策室をはじめ、現場の町民の皆さんと直接語りかけ合うようなポスト、そういう仕事も増えてきておりますので、そういう流れの中からこの地域担当職員制度をもっと充実させていければというふうに思っておりますので、悪くなっていくということはないと思います。

少しずつですが良くなっていると私はそういうふうに認識しておりますので、あまり急速に焦らずに、少しずつ良くなっていききたいというふうに思っておりますので、逆に言えば、各区の区長をはじめとした区の主なメンバーの方々、そして、議員さん方々も、ぜひ職員のほうを一緒に育て上げていただくようなそういう視点もお持ちいただいて一緒にやっていたら、さらにいい町に基山町になるのではないかなと思っておりますので、この場を借りて心からお願いをしたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

河野議員。

○8番（河野保久君）

時間も押してきていますので、もう一つお願いしたいのは、聞くだけではなくて、やはり町としての町民の皆さんにお願いしたいこともあるし、聞いてみたいこともあるのだったら、そういう働きかけをぜひ、それは町長はキャラがあるから言える人間と言えない人間もいると言うけど、ぜひ何か町のPRがじゃなくて、出てきている職員の方が受け身だけみたいな気がするのです。

そうではなくて、町としてはこういうことも考えていますので、ぜひ御協力くださいの一言のPR、行って挨拶で、例えば、必ずうちの区の運営委員会で言うと、「どうですかね、担当職員の方、何かございますか」と言うと「特にございません」で終わっちゃう場合が多いので、なのでそこで一言、町はこういう方向に動いているので御協力お願いしますの一言を、やはり担当職員のほうからも言っていただくようなことをやっていただければなという思いです。

僕も決して地域担当職員をあれするわけではないけれども、感じているのはやはり各区で温度差があるなということなので、全体的なレベルアップをして、ただ、小森前町長もおっしゃっていました。焦ってやる制度でもないから、地道にこの制度はやっていきたいねみた

いなこともおっしゃっていたのも事実です。それをうまく兼ね合わせながら、最終的にはみんなで、行政も町民も一体となって町を良くしていくということが大きな制度の目的ですので、その辺の趣旨を忘れずに担当課のほうも努力していただきたいし、働きかけていただければという思いです。

基山町がさらに良くなるように、新型コロナに負けないで、終わったらすばらしい町になっているように祈念して、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で河野保久議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

傍聴者の皆さん、大変お疲れさまでございます。日本共産党の松石信男でございます。

私は、町民こそが町政の主人公との立場に立ちまして、2項目について松田町長並びに担当課長にお尋ねをいたします。

質問の第1は、特別障害者手当の支給について質問をいたします。

まず、私は、この特別障害者手当についてはごく最近知ったところでございます。この手当は、精神や身体に著しく重い障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とする在宅の二十歳以上の方に支給がされます。月額2万7,350円を3か月分ずつまとめて受け取れますけれども、まだまだ関係者には知られていないという実情があります。また、該当するかどうか、当人が判断するのは大変難しいとも言われています。

この手当そのものは国の制度ですけれども、市町村への申請が必要です。支給の判断をするのは各自治体となっておるところでございます。私は、基山町として徹底した周知と丁寧な対応が求められているというふうに思っております。

そこで、3つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、特別障害者手当についてでございます。内容を簡単に説明をお願いしたい

と思います。

まず、支給対象者ですね。それから、受給要件。それから、申請方法ですね。

2つ目に、ここ3年間の特別障害者手当の申請件数と受給件数ですね。受給者数ですね。これは何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。

それから、3つ目に、この特別障害者手当の周知は町としてどのように行われているのか、御答弁をお願いしたいと思っています。

次に、質問の第2は、新型コロナの第3波が到来する下で、町民の命と暮らし、営業を守る取組は、いよいよこれからが大切になってまいります。御存じのとおり、コロナ禍で仕事を失ったり減収になった家庭に教育費は重くのしかかっております。

憲法第26条は、全ての国民は等しく教育を受ける権利があり、義務教育は無償と定め、子供の教育権を保障しています。この理念を具体化し、市町村が義務教育を受ける子供を持つ家庭を支援するのが就学援助制度となっておるところであります。基山町では、その対象者として、所得の認定基準としては生活保護費の1.3倍以下や町民税非課税世帯、そして児童扶養手当の受給世帯、国税の免除や徴収猶予を受けている世帯などを上げております。また、支給品目としては、学用品、修学旅行費、給食費などの費用を支給しておるところであります。

この制度が、生活保護すれすれで経済的に苦しんでおられる世帯に取りましては、子供を育てる上で大きな支えとなっていることは間違いありません。基山町はこの間、就学援助制度の周知徹底、入学準備金の支給を3月にするなど拡充を図ってまいりました。

しかし、基山町は補助対象項目の中で、要保護者、つまり生活保護受給者でございますが、に支給されておりますクラブ活動費や生徒会費、そしてPTA会費などが、準要保護者、つまり生活保護世帯に準ずる程度に経済的に苦しんでおられる世帯にはありません。今、新型コロナの影響で、収入減少などによりまして家計が困窮して国保税の減免や生活福祉資金の貸付け件数が増えてきている現状を踏まえ、早急な改善を求めるものであります。

そこで、4つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、就学援助で準要保護者の補助対象者は何人おられるでしょうか。

2つ目に、現在、児童生徒のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費はどれくらいでしょうか。

3つ目に、支給するとしましたら一体どれくらいの財源が必要になるのでありましようか。

4つ目に、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助というのは、私は基山町として必要と思うわけでございます。見解を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石信男議員の一般質問に答弁させていただきます。私のほうから1の特別障害者手当の支給について答弁させていただきます。2の子供の貧困対策としての就学援助制度の拡充については、柴田教育長から後ほど答弁させていただきたいと思っております。

それでは、1、特別障害者手当の支給についてということで、(1)特別障害者手当とは何かということで、ア、支給対象者ですが、支給対象者につきましては、20歳以上の方で身体障害者手帳1、2級程度の障がいをもつ2つ以上重複して有する方、または、それらと同等の疾病、精神障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方になります。

イ、受給要件。受給要件につきましては、本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以下であることが要件になります。ただし、施設に入所している方、または病院等に3か月を超えて入院している方は支給の対象になりません。

月額2万7,350円を毎年5月、8月、11月、2月の4回に分けて佐賀県から支払われます。

ウ、申請方法。申請方法につきましては、特別障害者手当認定請求書に、認定診断書及び所得状況届を添付していただき、戸籍謄本及び住民票の写し、振込先金融機関の通帳の写し、受給資格者の公的年金等の前年受給額が確認できる書類等を福祉課に提出していただいております。

(2)ここ3年間の申請件数と受給者数は何人かということですが、申請件数と受給者の人数につきましては、平成30年度の申請件数はゼロ件で、受給者数は9人、令和元年度の申請件数は1人で受給者数は9人、令和2年度の申請件数は1件で受給者数は10人となっています。

(3)特別障害者手当の周知はどうしているのかということでございますが、周知につきましては、基山町のホームページに掲載していますが、特別障害者手当は重度の障がいがある方が対象になるため、該当になる方がいらっしゃれば、障害者手帳等の取得時や更新時の際に、必ず特別障害者手当の説明を行っているところでございます。

以上で私からの1回目の答弁を終わらせていただきます。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

では、私から松石信男議員の御質問にお答えいたします。

2、子供の貧困対策としての就学援助制度の拡充についての(1)就学援助で準要保護の補助対象者は何人かについてですけれども、令和3年2月末で準要保護の補助対象者は、小学校で59名、中学校40名で、合計99名となっております。

(2)現在、児童生徒のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費は幾らかについてですが、クラブ活動費については、小学校にはありませんが、中学校では部活動で一律に徴収しているのが運動部のみで登録費300円としております。それ以外の活動費については部活動ごとに徴収額や管理について異なり、徴収がない部もあります。

生徒会費については、小学校にはありません。中学校では生徒会費は徴収していませんが、生徒手帳代として200円を徴収してしております。PTA会費については、例年ですと小学校が年間3,000円で、最長兄弟のみ徴収してしております。中学校が1人3,400円、兄弟は200円の徴収となっております。

ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の関連で、小学校はPTA会費を徴収しておらず、中学校も1人1,000円に減額して徴収し、兄弟児は徴収していません。

次に、(3)支給するにはどれぐらいの財源が必要かについてです。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たに支給する場合、今年度の対象者数から計算すると約30万円の予算が必要になります。

最後に、(4)クラブ活動費、生徒会費、PTA会費の援助は必要と考えるが、見解を求めるといふことについてお答えいたします。

クラブ活動費については運動部のみ中体連の登録料が必要となりますが、そのほかにも活動費として運動部だけでなく文化部についても徴収しているものがあり、活動によって金額は様々であり、実際支給するとなった場合にどれぐらいの金額を支給することになるのかという検討が必要となります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に、この特別障害者手当、私もごく最近知ったところですが、町長は御家族の介護をされておると聞いております。この手当については御存じでしたでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この手当に似ているもので、所得控除のものがもう一つあるのですけれども、それは毎年申請をさせていただいて、頂いております。

ただ、これは難易度がすごく高くて、うちの母みたいに支えればちょっとぐらいの距離を歩けるぐらいの人間は対象にならないというふうに聞いておりますので、そういう意味ではあまり意識はしておりませんでしたけれども、非常にこれは高度な、本当に寝たきりの障がい者の方の家族のところに行くものだというふうな認識しかしておりませんでした。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

町長答弁にありましたように、介護保険の要介護者の方については障害者控除のみなし適用をするということで、実際、今現在されております。それは町民全体が御存じだと思いますが、これがなかなか、さっき言われたいろいろな条件があつて、そういうのもあつてでしょうか、よく知られていないという状況だと思っております。

それで、答弁で、支給対象者としては障害者手帳1、2級程度の障がいがあつて、2つ以上重複して有している人とかというふうに答弁がなされました。そこでちょっとお聞きしたいのですが、他市町の状況を調べてみたところ、要介護5の人が認定をされております。それで聞きますけれども、障害者手帳を、特別障害者手当というふうになっておりますけれども、障害者手帳を持っていない方、そして介護保険の要介護者、この人たちはどういう扱いなのか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

基山町のほうで現在、支給の対象となられている方10名いらっしゃるのですけれども、そ

の方につきましては全員身体障害者手帳を所有されている方ということになります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それは分かりましたが、障害者手帳を持っていない方とか要介護者、この方はこの手当の対象となりますか、なりませんか、そこをお答えください。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

このこちらの制度は身体障害者手帳を必ず取得していなければならないわけではございませんので、身体障害者1、2級程度の障がいをお持ちである、また在宅介護をされている、また所得の要件が一定額以下であるということが要件になっておりますので、そのような要件に合えば支給対象になると考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

もう一つ確認したいのですが、今の答弁では障害者手帳を持っていないのですよということだったのですね。あと、私が聞いたのは、介護保険を受けておられる方も対象になるのではないですかということをお聞きしたのですけれども、どうですか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

介護保険を持っているいないは、判定のほうではその認定の要件にはございませんので、持っていらっしゃる方でも支給対象者にはなると考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと私も勘違いしておったので、今、確認しておるわけですが、障がい者というネームがついておりますので、障がい者だけかなというふうに思っておったのですが、障害者手

帳を持っていなくても、介護保険の要介護者の方でも申請できますよということでございます。そこを1つ、ほかの市町では、先ほど言いましたように、要介護5の方、もうほとんど寝たきり、こういう人たちが認定されて支給されているというふう聞いております。

また、答弁の中で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方ということですが、私は、在宅で、あくまで在宅でと、家で面倒を見るということが条件だというふうに思っておるわけですが、それはどうでしょうか。在宅が必要条件ではないでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

在宅の範囲というところなのですけれども、必ずしも家で介護されている方だけが対象ではありません。介護保険法に基づく有料老人ホームや軽費老人ホーム、またサービス付高齢者住宅や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等に身を置いてある方につきましても、居宅サービスを受けられるということと位置づけられておりますので、対象の範囲となっております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

1回目の答弁では、そういうふうな施設とか病院に3か月を超えて入院されている方というふうにされていましたが、今、言われましたように、グループホームに入所されている方、それから有料老人ホーム、それからサ高住ですね、サービス付高齢者住宅、これに入居されている方も申請できますということで、必ずしも、読みますと「在宅」と書いてあるのですよね、在宅が条件になっていますけれども、そうではないということで確認させていただきました。

つまり、要介護、ほかの市町を見ても4とか5が対象になっているようですが、要介護4とか5の人、それから障害者手帳を持っていなくても、そして、かつ在宅でない人でも申請できるというのがこの制度ではないのかというふうなことだと思います。そこは非常に大事なところで、この制度を知る上でもっともっとその辺は周知を徹底する必要があるのではなかろうかと思っております。

それで、さらにお聞きしたいのですけれども、申請件数、受給者数をお聞きいたしました。

答弁では、申請件数が3年間でわずか2件、受給者は10人というふうに言われました。非常に私は少ないのではないかと思うわけです。もちろん非常にこれを受けるには様々なチェックが必要だと思しますので、そういう点で少ないのかとは思いますが、それにしてもわずか2件と、3年間でですね、これはどうなのかなというふうに思っております。この申請件数とか受給者の中に、先ほど言いましたように、介護保険の要介護の方、それから身体障害者手帳を持っていない方、これも含まれておるのでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現在の認定者、支給対象の方10名おられるのですが、そのうち4名の方が要介護の認定を受けられております。障害者手帳につきましては、全員の方がお持ちの状況です。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

今言われているように、要介護認定を受けているけれども、あくまで障害者手帳を持ってあると、その方についてはですね、4名の方は、ということを言われています。

先ほど私が言ったのですが、障害者手帳は要らないということを確認したいと思いますが、障害者手帳は要りますか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

障害者手帳の所持については要件ではございませんので、障害者手帳を持たなくても対象にはなっておりません。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

そこを非常に大事なところだというふうに思っております。

2月に介護保険の鳥栖広域の定例議会が行われまして、その資料の中に、今の要介護の人数とかが資料としてあったわけですが、その中で令和3年2月末現在で、基山町の要介護4

の方が92名、それから、要介護5の方が44人、合わせて136人いらっしゃいます。ですから、この人たちも対象になると。だから、もっともっと多くの方が申請すれば、国からこの手当、毎月2万7,000円ばかりの手当を受給できる可能性があるというふうに見ておるのですけれども、どう思われますか。それはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

議員おっしゃるように可能性はあるかなとは思っております。

ただ、受給を受けるには、指定医師による診断が必要になってまいります。その指定医師というのは障害者手帳を取得する際の指定医師と同じ指定医になりますので、要介護度でいいますと体の状態を見ておるわけですけれども、そういった身体障害者程度の診断をされる前には、その状態になった要因、疾病だとか事故によるものだとか、そういった要因も重要な要素になっておりますので、単純に高齢者が加齢によって、老化の度合いによって寝たきりの状態になったというのでは、そういった特別障害者手当の受給には至らないということですので、対象者につきましては物すごく少ない。だから、現在、基山町のほうではいらっしゃらないのかなと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

実際、申請してみないと分からないわけです、その辺ですね。それで、先ほど基山町で136の方が申請できるのではないですかと、端的に言えば。受給できるかどうかそれは分かりませんよ。いろんなチェックがありますから、当然。しかし、この申請はやろうと思えばできるのではないかとことを伺ったわけです。そういう意味では、申請して要件にかなえば受給できるということになるのではないかと考えておるところです。

問題は、先ほど言ったように私もごく最近知ったということですが、やはりまだまだ、先ほどから答弁されたような内容、これが知られていないと。かつ、基山町のホームページにたしかに載せてあります。載せてありますけれども、ちょっと分かりづらい、これでは。

先ほど言ったような、障害者手帳を持っていなくても結構ですよとか、要介護4とか5と

かの人でも申請できますよという、そういうのは載せていない。だから、これを読む限りにおいては非常に申請が難しいというふうに受け取れます。もう少し懇切丁寧な周知、説明というのがやはり必要ではないかと。申請して、それができなかつたらそれは仕方ないですね、結果的には。ですけれども、受給できる方ももらえないということではあってはならないというふうに思います。

非常にホームページでは簡単に載せてあります。この辺についてほかの市町村の状況を調べてみました。そうしたら、非常に詳しく書いてあります。先ほど支払日については答弁がありましたけれども、認定基準とかダブル、トリプルとかね、シングルとか、詳しく書いてある。それから、日常生活能力判定表とか、個人でもチェックすれば、自分もこれは申請できるかなというのが判断できるようなそういうのが、ホームページに探したところありました。そして、申請書もつけてあるということの状況です。

ですから、そういう点で、その辺の周知方法については、ぜひほかの市町村の状況も研究していただきたいと思います。ちょっと今のホームページに載せている状況とか、それから、これは基山町の障がい者福祉ハンドブックを頂きましたけれども、これにも載せてあります。非常に簡単ですね。非常に簡単です。それは簡単はいいのですけれども、やはりもう少し詳しくその辺は知らせる必要があるのではないかと。その辺についてはぜひ工夫をして周知をお願いしたいと思いますけれども、それはどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

ホームページにつきましては、非常に簡単というか、分かりにくくしているわけではないですけれども、要点だけに絞って掲載をしていたところがございますけれども、一応佐賀県等のホームページも確認しながら、また、他の市町の広報等を参考にしながら、ホームページや広報きやま等についての掲載についても分かりやすい記事となるよう工夫しながら、周知に努めていきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

それで、その周知についてですが、今答弁いただきましたけれども、この寝たきりの方を

介護されている家族の方は、そういうようなサービスに関する情報を得ることは非常に難しいと。

そういう点でも周知徹底が求められるわけですが、他市町もこれはどうやってお知らせしていますかということをお聞きしたところ、要介護、特に4と5に認定された人に対して、認定書を交付郵送するときに特別障害者手当について説明書を同封していると。さらに、介護支援専門員、ケアマネジャーですね、これの研修が年に何回かあると思いますけれども、そのときにその研修の中でもそういう内容を知っていただいているということなども行っている自治体があります。そうなれば非常に分かりやすいと、さらに分かりやすくなります。

先ほど言ったように、今現在、要介護の方に対して障害者手帳を持っていなくても障害者控除ができますよと、申請してくださいということで、今されていますよね。申請書を郵送されていますよね、ずっと。これは、非常に私は申請しましたという方の声を聞きました。それは申請しましたということで、そういうのは聞きました。ああいうふうにされていますので、分かりやすいと。

ですから、この手当についても、そういう意味では、どのくらい申請して認定できるかというのは非常に難しいところがあるかとは思いますが、やはりこういうのがあるということをお知らせすることが非常に大事だというふうに思っています。ぜひそういう点で、ほかの市町村の例も参考にしながら、特別障害者手当の説明書を同封すると。それから、ケアマネジャーについても教育をするということをお知らせし、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（品川義則君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

要介護認定の介護保険被保険者証交付については、鳥栖地区広域市町村圏組合、介護保険組合のほうで行われておりますので、その際、チラシなどを同封できるかどうかについては、ちょっと確認していきたいと思っております。

また、同じく、介護支援専門員、ケアマネジャーさん向けの介護向けの研修として、介護職員等基礎研修事業というのを同じくその組合のほうで開催されておりますので、そういった特別障害者手当の制度について研修内容として取り組んでもらえるように要望をしていきたいと考えております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

町内の障がい者の方に聞いてみますと、先ほども言いましたけれども、手当があるとは聞いたことがあるけれどもよく分からないとか、うちは介護保険の要介護4ですけどもそういう手当があることは知らないとか、そういうような声をお聞きしたところであります。

ぜひそういうことで、この申請の手続の煩雑さとかいろいろあって申請を諦めるという例もほかの市町村ではですね、聞いております。これは国の制度でございます。この制度を必要としている人にお知らせいただいて、受給できるようによろしく改善を求めたいというふうに思います。

以上で第1問目は終わります。

次に、就学援助制度の拡充ということで質問をいたしました。

町内のひとり親家庭の方で声をお聞きしたのですが、町内で高校1年生、それから中学1年生、保育園児の3人を育てている家庭の方ですが、その方は今は生活保護を受給しているということであります。しかし、これから高校1年生の子供がアルバイトを始めると、その収入とか、それから自分のパート収入を合わせると何とかやっていけそうなので、生活保護をやめることにしましたと、受給をですね、ということでした。中1の息子が野球部に入っていて、毎月3,000円支払っているということで、この生活保護受給をやめると、そういう部分が支払うのが大変になると。何とかそういうクラブ活動費とか出るようにしてほしいという声を聞いたところでございます。

そこで、まず確認させていただきたいと思うのですが、国の基準では、この支給項目、何があるのでしょうか。具体的に挙げてください。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

基山町の就学援助制度については、国のほうの要保護児童生徒援助費補助事業を基準にして支給単価を算定しておりますので、そちらのほうで申し上げますと、学用品費、それから通学用品費、校外活動費、それから新入学児童生徒用学用品費と修学旅行費、それから通学費、あとクラブ活動費、生徒会費、PTA会費等があります。すみません。それと、卒業ア

ルバム代というのも項目としては入っております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと漏れていると思いますが、資料を見てもみますと、オンラインの学習通信費、それから給食費、医療費、これは当然出ていると思いますがけれども、これは出っていないのですかね。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

給食費につきましては、学校給食があるところないところありますので必須の要件という形ではないのですが、就学援助費としては基山町の場合は給食費も対象となっております。先ほど申しましたのが令和2年度の方で申し上げさせていただきましたので、令和3年度の就学援助の対象としては、オンライン学習通信費、これが新たに項目としては加わってきております。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

と言われますように、要保護者の方にはこういうのが出されているという状況です。先ほど言いましたように、問題は準要保護者、この方なのですよね。生活保護基準の1.3倍以下の収入、生活保護すれすれという方にもこういうのを支給するというふうになっているわけですけれども、残念ながら、基山町ではその辺が先ほど言ったようにされていないということで、さらにお聞きをいたします。

準要保護者の補助対象者が小中合計で99人と言われました。それで、文科省は昨年4月に、災害とか新型コロナなどによる家計急変の世帯を就学援助の対象としました。そして、家計急変への対応と、その保護者への周知を求める事務連絡を出しています。基山町にも来ているというふうに思います。

そこでお聞きをいたしますけれども、基山町でこの就学援助、家計急変による申込み件数、これは何件ぐらいありましたか。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

就学援助の申請に対しては、支給要件として先ほど議員がおっしゃられた生活保護の1.3倍という部分は前年の所得ということになりますけれども、今年度は新型コロナウイルスの部分で急激に家計が悪化したという部分もありましたので、基山町としても6月にホームページ上でも周知のほうを行いましたし、学校のほうにもその就学援助制度のチラシということで、各家庭のほうに新型コロナ関連で家計が急激に悪化した場合にはそういう就学援助の制度を利用していただけますということで通知をお出ししております。

その後で、この新型コロナ関連でということで申請があった世帯については、認定した部分については1件のみということになります。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ちゃんと知らせたということです。ちょっと私が基山町のホームページを見た限りにおいては、何も新型コロナで困っている方については就学援助の申請をしてくださいというふうなことが書いてなかったものだから、そういう意味で、直接家庭にそういうふうに通達を出したということであれば、いいと思います。筑紫野市あたりを見てみますと、ちゃんと書いてあるという状況でございます。

それで、先ほどどのくらいかかっているのかということでお聞きをいたしました。PTA会費が小学校で3,000円とか中学校で3,400円、生徒会費はありません。ただし、生徒手帳代が200円と。クラブ活動費は中学校の運動部で300円ぐらいと、そういうふうな答弁を頂きました。そして、その財源には、やろうと思えば年間約30万円ぐらいで済むのではないかと、いうふうに言われましたけれども、そうしますと、私的には、財政的に見れば非常に僅かな金額ではないのかというふうに見るわけでありまして。

答弁では、実際支給する場合には、どのくらいの金額を支給することになるのか検討が必要というふうな答弁をしていただきました。そういう意味で近隣市町を調べてみますと、筑紫野市とか久留米市ではもう既に支給をしております。インターネットで調べてもらえばすぐ分かると思います。基山町では支給できていないということで、このようなことがあって

いいのだろうかというふうに思っております。

そこで、先ほどの答弁では、実施に向けて検討するということでもいいのでしょうか。いや、そこまではまだ検討しませんということなののでしょうか。その辺、御答弁をお願いします。

○議長（品川義則君）

井上教育学習課長。

○教育学習課長（井上克哉君）

実施に向けて予算、先ほどの2問目の問いでお答えした金額で、計算すれば30万円ほどということになりますけれども、松石議員がおっしゃったそのクラブ活動費で3,000円払っているとかそういう部分になってきますと、また金額のほうというのはちょっと変わってくるかと思えます。（「積算を言ってください。30万円の内訳」と呼ぶ者あり）

中学校の生徒のほうは40人対象者がいらっしゃいますので、生徒会費としては200円で計算すればその部分で8,000円ですね。PTA会費、これは世帯によって変わってきますので、大体こちらで28万円。クラブ活動費が300円ということで1万2,000円。合計で30万円というところになってきます。

近隣も、福岡県のほうは支給をされているということで、佐賀県のほうを確認したところでは、まだ県内では就学援助の部分では支給はされておられませんけれども、近郊の市町村のほうもそういった形での支給をされておりますので、その部分については支給に向けて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

松石議員と井上課長のところで差異がありますので。松石議員が言われている野球部の3,000円は今の計算の中には入っていないので、あくまでもクラブ活動の登録費と生徒会費とPTA会費ですからね。だから、一番お金が実はかかっているのは、多分各クラブ活動ごとの費用だと思いますので、その話はこの30万円の中には入っていないので、そこはぜひ御理解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

前向きに検討したいということですので、ぜひともそういうことで、本当に今子供たちが新型コロナの影響で、何回も言いますけれども、生活保護すれすれで子育てに頑張っておられる保護者の方、そして、どの子供たちもやはりお金の心配なしに安心して学べる環境づくりのためにも、先ほどから繰り返しておりますけれども、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費等、アルバム代もあるようですけれども、支給を強く求めたいと思います。

それで、最後ですけれども、ちょっと気になることで、この準要保護者の位置づけというのがちょっと弱いのではないかというふうに思っています。それで、基山町の令和2年度教育プランを頂きました。その中で、10ページですけれども、「豊かな学びを支える教育環境の充実」というのがございます。その(5)の中に具体的な取組事項として書いてありますが、要保護及び要支援児童生徒対策実務担当者会議による情報共有と早期対応をやりますというふうなことを書いています。要保護はもちろん分かるのですけれども、先ほどから言っている、私が心配しているのは、その準要保護者ですね。この辺の位置づけがちょっと弱いのではないかと。これに含まれていれば別ですけれども、もう少しこれはその辺を詳しくしたほうがいいのではないかというふうに思いますけれども、最後に、教育長、その辺はどうでしょうか。

○議長（品川義則君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今、御指摘いただきました、教育プランの中の取組方針の(5)の要保護及び要支援生徒対策実務担当者会議による情報共有と早期対応というところだと思うのですが、ここの部分の要保護というのは、いわゆる児童虐待とかそういったところの意味での要保護、要支援ということですので、もし入れるとしたら、今持っておられるなら8ページの取組方針の③生まれ育った家庭の事情等で子供たちの学ぶ意欲、機会が阻害されないよう、支援の必要性が大きい子供や保護者の相談、支援体制というところに入れるべきかなと思っておりますので、今度改定するときに、例えば要保護・準要保護制度の周知徹底とか、そういった取組方針を入れるべきかなというところは考えたところです。

○議長（品川義則君）

松石信男議員。

○12番（松石信男君）

ぜひその辺は令和3年度教育プランの中に検討して入れていただきたいと、非常に大事な課題だというふうに思っております。

以上で、少し早いですけれども、私の一般質問を終わります。

○議長（品川義則君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後2時20分まで休憩いたします。

～午後1時53分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（品川義則君）

休憩中の会議を再開します。

次に、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼勝美議員。

○10番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、こんにちは。10番議員の鳥飼勝美でございます。傍聴の皆様方には大変お忙しい中、傍聴いただき、誠にありがとうございます。

それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

今回の私の一般質問は、基山町消防団の現状と課題について、基山町における押印廃止等の取組についての質問をいたします。

まず、基山町の消防団の現状と課題について質問いたします。

私は、これまで3回、今日で4回目の消防団に関する、これまでの議員生活の中で質問をしてきまして、4回目でございます。

まず、消防団とは、消防組織法第9条に基づいて各市町村に設置される消防機関で、その任務は、町民の身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災または地震等の災害を防除し、災害の軽減を図るといふ崇高な目的で設置されている機関でございます。

しかしながら、今日の基山町消防団を取り巻く環境は、少子高齢化による団員の確保の問題、消防施設整備の問題、人口減少による各部の統廃合を含む再編の問題等、多くの課題が山積している現状に対して、一般質問をさせていただきます。

(1)基山町消防団の現状と課題に対する町長の現状認識と問いとは何か。

(2)団員の確保の現状と今後の取組は。

(3)団員に対しての待遇改善について。

ア、団員報酬の引上げは考えないのか。

イ、団員の災害活動等で使用したマイカーが損害したとき、補償見舞金制度への加入はすべきではないのか。

(4)各部の統廃合を含む再編の取組状況は。(基山町消防団再編計画の策定を含む)

(5)消防格納庫は町で管理すべき。(消防組織法第7条、第8条関係)

次に、基山町における押印廃止等の取組状況について質問します。

国の規制改革推進会議が、令和2年7月に「規制改革推進に関する答申」が発出され、押印の見直しが答申されました。これを受けて、総務省から、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、緊急対応として、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しが要請されております。これまでの基山町の取組について質問いたします。

(1)これまで押印廃止に対してどのような取組を実施したのか。

(2)押印廃止の対象となる申請書等は何種類になるのか。

(3)今後の押印廃止の具体的なスケジュールはあるのか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

鳥飼勝美議員の一般質問に答弁させていただきます。

1、基山町消防団の現状と課題について。

(1)基山町消防団の現状と課題に対して町長の現状認識と想いは何かということですが、消防団につきましても、消防団員の確保が最重要課題と認識しております。このような中、団員の確保に大変苦勞されながらも、近年その数は横ばいで推移してきていることについて、改めて、努力していただいている消防団幹部、区長の皆さんに対して心より感謝いたします。

今後は、団員を確保するために、消防委員会や消防団幹部、区長等と協議をしていきたいというふうに考えております。

(2)団員の確保の現状と今後の取組はということですが、各部の団員の勧誘につきましても、各地区の区長及び幹部団員の努力を頂き、団員の確保をしていただいております。町としても、町民の方々に対して消防団活動の重要性と役割に対する御理解と共感の輪を広

げるとともに、団員確保に向けた広報活動など積極的に取り組んでいきたいと考えております。

(3)団員に対しての待遇改善について。

ア、団員報酬の引上げは考えていないのかということですが、団員報酬につきましては、令和2年度から団員報酬の一部を改善したところでございます。そのため、すぐにさらに引き上げることは考えておりませんが、消防庁では、消防団員の確保をするため、待遇改善のさらなる検討を行っていますので、その動向や県内の状況も見ながら検討してまいりたいというふうに考えております。

イ、団員の災害活動等で使用したマイカー損害補償見舞金制度への加入をすべきではという御質問でございますが、現在、本町では消防団福祉共済に加入し、団員の不慮の事故に対する備えをしています。マイカー見舞金制度は令和2年4月に創設された制度でございますので、その内容について今後検討させていただきたいと考えております。

(4)各部の統廃合を含む再編の取組状況はということですが、消防団の運営や団員確保につきましては、部によって状況も異なっており、考え方にも違いがあります。そのため、部ごとにヒアリングを実施し、対応策を検討していきたいと考えております。

(5)消防格納庫は町で管理すべきではということですが、各部の消防格納庫につきましては、建設時に町が補助を行わせていただいています。この補助は、消防組織法第6条に規定する「消防を十分に果たすべき責任」に基づいて行わせていただいていると考えています。また、本町の各部落格納庫は、地元自治会が地域事情や団員の構成数などを考慮して建設をしていただいているところでございます。この補助金分が第7条及び第8条の市町村の消防と理解しているところでございます。

2、町における押印廃止等の取組についてということですが、(1)これまでに押印廃止に対してどのような取組を実施したのかということですが、令和2年9月と10月の庁内調整会議において、本町における押印廃止への取組について検討を行いました。まずは、押印を必要としている様式がどれぐらいあるかについて全庁的に調査を行い、押印を必要としているもの、町独自の判断で押印廃止ができるもの等の整理を、現在、行っているところでございます。

(2)押印廃止の対象となる申請書等は何種類になるのかということですが、約900種類の申請書等が対象になっているところでございます。

(3)今後の押印廃止の具体的なスケジュールはあるのかということですが、昨年の12月に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されるとともに、国の各関係省庁においても、現在、法整備が進んできている状況でございます。最近では、2月15日に「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」が公布施行されたところでございます。本町におきましては、令和3年度中にはできるものから順次押印廃止をしていきたいと考えております。

押印廃止に向けた基本的な考え方としては、個人の申請につきましては、できる限り廃止をしていきたいと考えております。また、法人につきましては、内容によっては一部押印が必要なものも残しますが、必要ないと判断したものについては廃止をしていきます。

現在、押印を必要としているものの中には、例規によって押印の義務づけを規定しているものもございますので、今後、例規改正等も行なってまいります。

以上で、一度目の答弁を終了いたします。

○議長（品川義則君）

烏飼議員。

○10番（烏飼勝美君）

答弁ありがとうございました。

まず最初に、消防ですね。またか、と総務企画課長思われていると思いますけれども、4回目です。というのは、何で4回も、この3年間ぐらいに4回です。というのは、あまりにも課題に対する問題点が、町長、総務企画課長あたりは、そんなに烏飼議員が思っているぐらいだろうと思っていますけれどもね、私としては、こんなに重要な問題を何ら先には進めないで、問題解決に当たっていないということが根底にあるからです。

例えば、今、町長が答弁されました。基山町の現状と課題について町長の認識は。団員確保が最重要でございます、という認識ですね。団員確保。そのほかの課題と現状について全く触れられていない。

それでは、ここで1つの報告書が出ております。昨日、基山町議会の総務文教常任委員会が報告書を出されております。ここには全く題名は同じ、基山町消防団の現状と課題についてという項目で出されています。消防団長、副団長、各部長と総務文教常任委員会との協議で取りまとめられたものを読みたいです。

団員と総務文教との協議についてどういうふうな意見交換が行われたかと言いますと、1

つ、新規入団員がいないので、現団員が退団しづらい。2、勧誘訪問を行っても日頃のつながりが薄く承諾してもらえない。3、広報活動としてチラシを配布したが効果がなかった。4、1部、2部、4部、6部は対象者がほとんどいない。5、住宅が増えている地域はどこに対象者がいるのか分からない。また、消防団によつての認識が薄い。6、部によっては火災発生時に消防車両が出動できるかどうか危惧している。こういう現状が示されております。

また、課題としては、ア、消防団の存在と活動をもっと町民に知らせてもらうこと。イ、団員確保はそれぞれの部に任せるのではなく、町全域で考えてほしい。ウ、部の再編成について、例えば5部と9部の合併はできないのか。エ、再編成をした場合、実際の火災発生時の消火活動に支障はないのか。オ、仮に定数を減らした場合、消防団活動に支障はないのか。

今年の2月5日に総務文教常任委員会と消防団幹部との意見交換会で出ました現状と課題について、今、読み上げました。

町長の先ほどの答弁、新規団員の確保が非常に難しい。今後、区長たちと協力してやると。たった2つの行で書かれたこの問題と現実の現職消防団員との、この消防団員に対する思い、町執行部との思いの違い、この乖離について町長御見解をお願いします。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

この報告書は議会の初日に私もじっくり読ませていただいておりますが、この今言われた2の調査結果の(1)から(6)については、まさに団員確保の問題が大事だということが書かれておりますので、そういう意味で、最重点課題は団員の確保ということで答弁させていただきました。

そして、そのときにもう一つ、団員確保に向けた広報活動を町として積極的にこれからやっていきたいということも答弁させていただいておりますので、もちろんこの報告書も当然参考に考えておりますので、この会議にはうちの担当課も出ておりますので、だから、その報告も頂いておりますので、もちろん長い短いで言えば短いかもしれませんが、その方向性は同じ方向性だというふうに考えておるところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この消防問題が議会の常任委員会で取り上げられたということは、重く執行部もとどめておいてほしいと思います。結局、こういう大きな災害、いろんな災害があったときに、消防団の存在というのは町民が一番期待していると思うのです。それに対して基山町は、消防団育成、団員構成、装備、いろんな面で、後でまた言いますが、消防格納庫も含めて、あまりにも基山町の対応はぬるい。消防に対する基山町としての責任は果たされていないと、私はここで断言してもやぶさかじゃないと思います。

これだけ私は、もっと消防団、町長が昨日、令和3年度の施政方針演説でも言われましたように、安全安心、これが町民の一番の願いだと思います。私はこの消防という、昼間は違う仕事をしながら団員として頑張っているこの現状、後でも言いますが、もっと待遇、処遇改善も含めて検討していただきたいと思います。

恐らくこの団員確保は非常に難しいと思います。いろんな方策があると一番と思いますけれども、総務企画課長に聞きたいのですけれども、これまで具体的な、非常に難しいと私は思っています。そんなに簡単にできる問題ではない。どういう方策を今まで団員確保について取られてこられましたか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

具体的な部分として申し上げるならば、1つは、やはり以前は慣例的に定年を35歳という形でやらせていただいたところがございますけれども、そこについては各部の判断によって、現状としては少しずつ延ばしていただいて、団員の確保に当たっていただいているというのが、まずは一番大きいのではないかと考えております。

それから、もう一点は、支援団員制度というのを導入させていただきましたので、一度退職されたOBの方にまた改めて支援をしていただいているという、この2つが大きな部分ではないかというふうに考えております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

結局、少子高齢化に伴って絶対数がもう少なくなっているから、これはどこの消防団も一緒、全国的に、今から60年前の全国消防団員は200万人いたのですよね。今から60年前、200

万人。今は81万人になっているのです、全国の消防団の団員数が。こういう現状で、これはもう基山町だけでなく、後でまた言いますけれども、再編計画で基山町が198人ですか、の消防団員が、昔はほとんど若い人が今より多かった時期の198人。また後で言いますけれども、私はこの団員数の削減、再編等も今後考えていってほしいと思います。

ところで、話がコロッと変わって失礼ですけれども、町長、副町長、総務企画課長、消防団の経験はございますか。一言ずつ。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

私自身、消防団の経験はございません。というのは、行政組合で私の一個先輩がずっとやってくれて、その頃は1人がやって、ただもうそれでほかの人は逆にやれないという時代でございましたので。それから、加えて、息子が1人おりますが、残念ながら福岡県に住んでいますので、これも貢献できていないというそういう状況でございます。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私は消防団に二度入り、二度退団しています。1回入って、それから消防担当になりましたので1回やめて、消防担当を異動になって外れましたのでまた消防団に入って、最後は部長をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

私のほうは役場に入庁させていただいた翌年から12年間、消防団に入れさせていただきました。最後は、4部が出身部でございますので、そちらの部長をさせていただいたところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ありがとうございました。本当にですね、町長はよく分かります。私も消防団に入らせて

くれと言ったとき、お前はまだ早いと、何人もおるから入れさせんと言われた経験を持って、やっと入ったところが役場の消防主任にさせられましてすぐやめさせられたということで、非常に経験を持っています。それだけ皆さん、執行部の方も消防について、ほとんど役場の職員の方も消防団に入って日夜励んでいただいた。その崇高さ、本当に感謝いたしておりますし大事なところですよ。

話は変わりますけれども、消防団員の減少、少子高齢化による減少も1つと申しますけれども、私は、大きな1つは、消防団員に対する処遇改善、これが基山町は非常に遅れていると私は思っております。

例えば、総務省の消防庁は今年1月に、地域で消火活動や災害救助に当たる消防団員を確保するため待遇改善に向けて検討を始めております。今年夏にも対策の方向性を出すとの新聞報道がっております。この処遇改善、いろんなことが出ております。1番は団員報酬ですね。全国の消防団員の平均が3万925円です。全国の消防団員のです。基山町は9,500円から1万2,000円にやっと上がらせて、本当にこれは大変だと思います。上げていただいております。だから、消防関係者は、この消防団員の処遇に関して対価の低さも団員確保に影響しているのではないかというふうなことがされております。

基山町の消防団員の団員報酬1万2,000円、これに対して国の交付税として団員の1人頭3万6,500円が基山町に公布されております。それで、団員には1万2,000円の団員報酬を払っています。ちなみに鳥栖市の消防団員は4万1,000円です。この差、これははっきり言って、今までは基山町としては消防団員に対しておんぶに抱っこで、ひとつ無報酬でお願いしますということで、やっと9,500円が1万2,000円に上がったと思います。私は急激に鳥栖市並みに4万1,000円とは言いませんけれども、やはりこの待遇改善、団員報酬の引き上げ、それに対して基山町は、団長、副団長、分団長、そういう単価については全国平均より高いのですよね。しかし、団員だけが低いのです。

やはりこういう処遇改善をして働きやすい、団員として活動しやすい、最低限年間1万2,000円、月1,000円以上、そこで国から3万6,500円が出ていると。今日は担当係長も来ているようですから、十分その辺は検討していただいて、団員の報酬等の引上げ、去年の4月から上げていただいておりますから、恐らくこれは私が何回も言ったということで上げたのかもしれませんが、やはり県内の平均ぐらいはやっていただきたいと思っておりますけど、総務企画課長、その意気込みはどうですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

いろいろな団員を確保していく中では処遇改善というのも、今、消防庁のほうでもいろいろと検討されている状況でございますので、そういった状況、それから、議員おっしゃったように県内の状況等もございますので、そういったところも十分に見させていただきながら、そういった処遇改善については検討させていただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

それと、私が調べてみましたら、もう一つびっくりしたのがあるのです。出動手当。1回出動手当をすると、基山町としては幾ら支払ってありますか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

本町の場合は、費用弁償として1回あたりは2,300円ということで交付をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

これは何の出動でも、火災出動でも訓練出動、出初め式、いろんな面でも、その2,300円の対象は全部、火災出動であっても各訓練であっても同じ2,300円ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この2,300円は、基本的には、まずは消防の出動、それから訓練、そういったところでお支払いをしております。一般的な出初め式であったり、あと入退団式であったりというのは、各部の運営費補助として1回あたり500円の支出をさせていただいているところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

この考え方も、よく総務企画課長に考えてほしいのです。これは国の消防庁からのいろんな通達の中で、出動手当については火災出動と一般出動とかで違うと。火災出動時はそれだけ危険が伴うしホースも使うし、いろんなことで火災出動については7,000円の手当交付税措置がされているのですよ、国から。通常の訓練については2,000円から2,500円ということで、この一律2,300円というのを、火災出動とかそういう危険を伴うとかというときの手当と通常の夏季訓練とかというときの手当は国のほうで分けなさいと、火災出動のときは7,000円ですけど、普通の出動のときは2,000円から2,500円以内で出動手当を支給しなさいという文書が出ていると思いますけれども、それについて基山町も実情に合った訓練出動手当を支給すべきと私は思いますけれども、総務企画課長はいかがですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

消防庁のほうでもそういったところについては、有識者会議の中でもそうあるべきではないかというような方向性を今出していくところで、その検討がされているようでございますので、ただ、今の県内の状況を見ていきますと、決して本町が他市町から比べたときに低いわけではございません。現状としてはですね。ですから、そういった部分も含めて、先ほども処遇改善の部分で申し上げましたけれども、そういった他団体の状況も見させていただきながら検討させていただきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

総務企画課長が、すぐ他団体として遜色ない基山町はありますよと、一言必ず枕詞を言われますよね。それは分かりますけれども、基山町の、先ほど言われましたように、元部長までされた総務企画課長、副町長、やはりそういう人たちの経験からいって、基山町ははっきり言ってこれだけ高速道路もある、いろんな危険がある、山火事もある、こういうところにおる消防団員は頑張っているから、よその市町村よりも同じぐらいだからもうよかではなく

て、やはり団員の処遇改善というのは、今、日本で求められているのです。消防団員の確保の問題から含めて。

やはり7,000円の交付税措置を、火災出動手当が来ているのに、2,300円しか基山町は火災出動手当を払っていないと。これは町民の方が言われるところは、何でやろかと思われると思います。変な言い方とすると、基山町は交付税でそういう措置をしてもらっていて、中をピンハネしているのではないかと、団員にはやらなくてと、そういうふうにも捉えられると思うのですよ。やはりこれは一日も早くこの解消をしてほしいと思います。

だから、各部活動費補助金で流しているとかではなくて、この際、はっきりとした出動手当、団長が出動しなさいとサイレン鳴らした場合は、出動したときは、こういう手当を払うという、活動費の中でごちゃごちゃではなくて、明確な火災出動手当のときは幾ら、通常の出動のときは幾らと、そういう明確に分けた出動手当を支出するという考えは、各部の運営費補助金から外して、そういう考えはありませんか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

火災出動等についての費用弁償については、各部の運営費補助金の中でお支払いをしているわけではございません。あくまでもその分については費用弁償として各個人宛てということで支出させていただいておりますので、今、議員おっしゃったような形ではございませんので、そこについては御了解いただければと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

1つ、このところを、はっきり言って交付税で3万6,000円来ているのに1万2,000円しか払っていない現状、火災出動手当は7,000円が国から来ているのに2,300円しか払っていないこの現状、この現状をやはり世間並み、他の市町村並みぐらいにして、消防団員の処遇改善にさせていただきたいと思っております。町長、私の考えは間違っていますでしょうか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

一昨年、消防庁本庁に東京に行ってまいりまして、意見交換しました。そして、全国的な数字を見まして、確かにいわゆる手当の部分は最下位に近いぐらいの非常に低い部分でしたが、出動費はまあまあ真ん中ぐらいのそれぐらいだったかなという記憶がしております。令和2年度に上げさせていただきましたので、毎年というわけにもいかなかったのですが、今年は考えておりませんが、また今後、いろいろとその辺も充実させていくようにしていきたいなというふうに考えているところでございます。

消防庁も本当に今、全国的に厳しい状況らしいので、逆に、基山町はどういう形でやっていますかというヒアリングを受けたということだったのです。それで、こういうことでということ、逆にそれは結構すばらしいですねと言われた部分もありましたので、そういうことも誇りにしながら頑張っていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長は消防庁と会見されたのですね。おお、それはもう最先端のトップと会われて……（「トップではありません。担当です」と呼ぶ者あり）あつ、担当。

今、町長も少しずつ変わってらっしゃると思いますけれども、やはり消防団の処遇改善、これは一番求められると思うのです。後でまた言いますが、格納庫の問題とも絡みますけれども、やはり今後とも消防団の処遇改善には。

それで、この処遇改善の1つがマイカーです。消防団員が、サイレン鳴った。自宅にいて火災現場に行ったときに、歩いて行けん、自転車で行けん、車でいきます。その途中でよく、基山町はそんなにないけれども、浸水して、川が増水して動かれなくなって、車が全然だめになった。車両保険に入っている人はそれでいいと思いますけれども、通常の団員が災害現場に行ったときに、それが水没して廃車しなければならなくなったとかそういうときに対して、市町村長が掛金を払ってこの損害補償保険にすれば、その分を補填してやるという制度があるのがマイカー制度です。去年の4月からですよ。

私は、基山町の場合はもう早速マイカー保険に入っているのかなと思って担当に聞いたら、いや、入っておりませんと。これは入ったって、入った掛金は特別交付税で国から掛金のほうは戻ってくるのです。一日も早く、私は加入しないのが不思議でなりませんけど。この制度を知らなかったのですか。知っていても入る必要はないと思ったのですか。

それが、消防団の福利厚生的一端、団員が自分の車で行って、災害現場に行ったら水没してできなくなった。それに対して消防団は一生懸命、それは自分が車両保険に入っていない人は自分が補填しなければならない。そういうのを、それでは団員にも大変苦勞をかけるからこういう保険制度をつくりましょうとあって、去年の4月にできているのですよ。それに対して基山町は、恐らく何人該当するか知りませんが、手を挙げて、そういうのを積極的にやはり団員のためになりますから、私は何で基山町が入っていない、担当が知らなかったのか、課長が知らなかったのか、それとも知っていたけど、町長なり副町長が、そげんと入らんでよかと言ったのか。その辺どうですか。今まで入っていないことに対して。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

この制度につきましては、今、議員おっしゃったように、令和2年4月からできた制度でございます。どちらかというと想定されるのは、地域性にもよるとは思いますが、雨期に河川の氾濫とかで出動したときに浸水でつかるといった地域、そういったところを基本的には対象としておる保険だと思っております。

そのため、この分については1年間の掛け捨てということではなくて、例えば出水期の6月から9月までとか、3か月とか、限定的な入れるような保険ではございますけれども、本町でそういった出水で浸水するというのは1つあまり想定ができないということと、もう一つは、町長の回答にもございましたけれども、今、消防団の団員等の福祉共済に加入いたしておりますが、この中でも自家用車で車に損害が出た場合については、これは見舞金ではございますが、10万円お支払いをします。この場合の車両については、例えば本人の部分、家族の部分、それから会社から駆けつける場合もございますので、そういった部分も対象にしておいたことから、現在のところは加入いたしておりません。他団体の状況も見ながら、そこについては検討させていただきたいと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

当然知ってあると思っておりますけれども、基山町はそういう洪水とかで車が水没することはなかけん、そがんとは入らんでよかろという考えで入っていないと思っておりますけれども、やはり

これはもう入る、水害が多い地帯とか関係なく、やはり秋光川が氾濫するかも分からない時代でございますので、そういうのについては積極的に活用していただいて、その掛金も国の特交から来るんですよ。そういう面で、消防庁も強く勧めている公文書が出ていると思うのです。速やかにこの制度に加入してくださいと。だから、そういうのを積極的に、ネガティブではなくてポジティブに、そういうのは団員のためにもなるし、ぜひこの加入を来年度の当初予算では出るように、ひとつよろしくお願いいたしておきます。

それと、大きな問題4番目、消防団員の再編の問題です。非常に難しい問題があると思いますけれども、総務企画課長には、こういう資料がありますよということで、これは群馬県の玉村町の消防団再編実施計画というのを、こういのがあるけん、見とってくださいとっております。よその市町村も結構あります。

やはり今のままの消防団員のテリトリーが、もう中山間なくなったから再編してコンパクトな消防団にするとか、そういうことで再編計画をつくってあります。基山町においてはもうこの再編について10年ぐらい前から、もうせんばいかん、せんばいかん、区長の話を知ろう、消防団との話を聞きます、対話しますということで、ずっと総務企画課長言われてきています。もう逃げられんですよ。

もうこの際、消防団再編計画を出して、基山町の消防団の再編、190名の団員でもいいのか、テリトリーの問題、もうこれを今年中ぐらいに、策定するには各区長の意見とかよその意見とか聞くのも必要ですけれども、やはり基山町が消防団の再編計画を、策定委員会をつくりいろんな方から集めて、基山町が再編計画をつくるのですよ。それをもって、各部なり消防なり当たっていく。今の基山町のやり方は、各区長さんあたり地域の意見を聞いて今後しますと。じゃなくて、基山町として消防団の管理運営は市町村の責務です。だから、基山町の消防団の再編計画、基本方針、これを策定して、いろんな意見を聞いて編成の実施計画をつくって、町民なり議会に言ってやるんですよ。

基山町のやり方は、各区の意見を聞いてから今後対応しますと。私は、基山町の再編計画の基本方針、しかし、恐らく総務企画課長が立てようとしても、町長が立てんでよかと言え、立てられん。トップなんですよ、町長。町長がどういうふうな、基山町の再編計画については皆さんの意見を聞いてやりますというまでなのか。いや、この問題は重要だから、副町長、総務企画課長、再編計画基本方針をつくって、今年中には出そうじゃないか、計画を策定しようじゃないかと、そういう意気込みは町長にあられますか。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まず、先ほどご紹介いただいた議会の総務文教常任委員会の資料の中でも、その中に例えば5部と9部の合併はできないのかと。誰が言われたのか分かりませんが、こういう話1つでも、まだ全然進まないわけですね。うん、いや、それは、だから、逆に、町が勝手につくって、今までの各区の存在の中に消防団というのはあってきたわけですから、それをこの区とこの区が一体化とかという話を簡単に町のほうでやるべきではないと私は今思っているので、まずはこの5区とここに、まさに議会でも取り上げていただいていますので、5区と9区の話を考えるというのは1つの方法だし、鳥飼議員が所属されている2部とかそういったところもどう考えられているのか、今まで鳥飼議員にどう考えているんですかとお話ししても、その答えはなかったですね。言いますか。じゃ、後で。

それからあと、この消防団の問題というのは、じゃ、ずっと、今起こった問題ではない。さっきも言われたように、鳥飼議員が担当課長のときもあったわけですね。うん。だから、そこは過去の頃からずっと続いてきている問題を、急に上からトップダウンでこれでやりますみたいな話はよくないと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、町長がそういう考えだから、副町長なり総務企画課長が全然動かんのですよ。ね。こういう難問、今問題が起きているこれを、基山町として消防団の再編計画なりテリトリーを変えるなり、そういうことを検討しようじゃないかというのを、町長なりが基本方針なりして出すべきです。

私が、それでは言います。私の再編計画、鳥飼勝美案です。これは非常に難しいです。私は、第2部と第3部、1区と2区の1つの合併論。それと、第5部と第9部、白坂と城戸。それと、第7部と第8部の再編。私はこの3つ、私は机上論だけで言っていますけれども、私の今までの経験則から言って……（「4部は」と呼ぶ者あり）だから、4部の問題はありますけれども、4部の問題はもう1区と2区と6区と分かりますからね、私は4部、そこまですべてを考えて、やはりこういう方針を、基山町の消防団再編計画策定委員会というのをつくる

べきと私は思っているのです。

町内でいろんな角度からこの消防団の、そして、それに基づいていろんな意見を聞いて、再編計画書を提出、作成して、それに向かって実施していくと。そういう心がけが町長にあるかないかで、基山町の消防団の再編計画は決定すると。

町長の先ほどの答弁のように、皆さんの御意見を聞いて取り組んでいきますと、鳥飼議員は何か考えはありますかと。私はそういう考えではなく、基山町の消防団をどうするかというのを町長として再編基本方針を策定して、それに向かって実施計画を出して再編計画をすべきと。元団員である副町長はどういう考えですか。私の考えが間違っているなら間違っているでも結構です。

○議長（品川義則君）

酒井副町長。

○副町長（酒井英良君）

私の再編に関する考え方については、やはり今、消防団の定員が190名ぐらいです。今、団員は189人確保されているわけですよ。今はですね。ですから、今、確かに勧誘についてはいろんな手間がかかったり理解が得られないということで難しいですけども、団員の確保は今されているのです。

ただ、出動が、いろんな会社の関係で出てくる人が少ないというのはありましようけれども、今の現状で若い人がそんなに簡単には、昔は東洋製罐からとかも仕事に火災に来よったけんですね、そういうことがもうなくなってしまったので、確かに出動していただけないのは難しいですけども、ただ、今189人確保されているので、その確保を今、区長さんたちに一生懸命やってもらっていますので、今の消防団員を確保していくというのが私は大事ななというふうに思っております。

ただ、だんだんそれが難しくなってくるとは思いますがけれども……（不規則発言あり）その後で再編は考えていくべき、そして、やはり消防委員会とか地元の消防団とかあるわけですから、今の地域によってもその消防団員確保という現状はいろいろありますので、そこはやはり皆さんの意見を聞いてつくるべきじゃないかなというふうに思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

町長と副町長、考えが全く一致していいことですね。再編計画は今から皆さんと意見を聞いて、あと5年先、10年先かは分らんけど、やりますと。

やはり私は期限を切って、再編基本方針をつくって再編基本計画、実施計画をつくって、それで基山町はこういうふうに思っていますが町民の皆さん方はどうですかと、アクションプランを出すのが町長なり執行部の責務ではないですか。それを皆さんから聞いて、聞いてどがんするとですか。いろんな意見のあるですよ。じゃなくて、こういう大きな問題があるから、基山町としては策定で再編をしなければ大きな問題になると。はっきり言って、189名の消防団員でも実質120名出動できるかどうかじゃろうとっているのです、私は。それだけいろんな社会の雇用主との関係で大変だと思います。だから、消防団の再編とか、町長も副町長も統一見解でしないと、皆さんの意見を聞くということをして、愕然といたしておる鳥飼でございます。

次に行きます。消防格納庫、これも私は4回も5回もやります。

そもそも消防格納庫は地元が造ってあるから私たちは知りませんと。それを改築するなら補助金を出しますよと。そういう考えでしょう。消防格納庫というのは、これは消防組織法でするもので消防施設です。その施設の管理責任は市町村長です。それを放棄しているのです。消防格納庫というのは、消防ポンプ自動車と一緒に市町村が整備し管理しと、消防組織法に書いているのです。

鳥栖市、筑紫野市、どこでも見てください。消防格納庫は全部市の所有物ですよ。公共施設総合管理計画には全部載っています。みやき町から鳥栖市から。基山町の総合管理計画には各部の消防は全く載っていない。それはなぜかという、基山町の公用資産ではないと思っているからです。消防格納庫は地方公共団体の公用資産と思いますけれども、総務企画課長、あれは組合の所有ですか。自治区が造ったから、基山町の所有ではないという考え方ですね。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでも、所有としては各区、区によっては合同で建てられた部分もありますけれども、そういったところで管理をしていただいておりますので、一義的な所有者ということでは町はないと思っております。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

だから、ここはもう私は、町長、何度も言っています。消防に対する考え方、消防施設に対する考え方、町長も副町長も総務企画課長も、全部基山町ではありません、各部が造っていますから、各部がと。私が過去三度の一般質問をしました。その時の議事録を持っています。読みます。

平成29年の12月議会、消防施設の管理は町の責任でやるべきではないかと言っています。その時の答弁は、消防施設の整備責任と管理責任は基山町にある。断言されているのですよ、町長が。基山町が管理責任はありますと言われてますよ、12月の議事録。

それで、おお、これはよく言ってくれたということで、平成30年6月に再度、消防施設の管理は町の責任で管理請負ではないかと聞きました。消防施設の詰所の管理は町の責任で管理運営すべきではないかということですが、答弁は、今後、将来の消防団の在り方について各地区の意見を聞きながら慎重に検討していくということで、トーンダウンしています。

平成29年12月は、管理責任は基山町があるから基山町が管理すると言って、平成30年6月には、公共施設総合管理計画には直ちに搭載することは考えていないと言っています。

それと、令和元年、おとしですか、令和元年にまた私、質問しています。基山町で消防格納庫は管理すべきじゃないかということに対して、地元及び消防団の意見も踏まえて慎重に検討していくと。

だから、最初は、町長は、基山町が管理責任があると答弁されているのですよ。それをだんだん……（不規則発言あり）第1回目、平成29年12月。（「第1回目の答えですか」と呼ぶ者あり）第1回目の答えに、すると書いてあるのですよ。議事録を見せましょうか。

これと同じようなのが亀の甲ため池に言えるのです。町長は、亀の甲ため池を、最初に私が質問したとき、はい、そんなに心配なら基山町が管理しましょうと言っておきながら、だんだんしません、しません、しませんとなっているのです。（不規則発言あり）同じことですよ。だから、最初はしますと言っていて、後から、しない。こんな理不尽なことがあっていいのですか。消防格納庫、これの管理責任がまだ基山町にはないと、さっき答弁にぬけぬけとされていましたね。これは大きな問題ではないですか。

地方財政法第4条の5を知っていますか。財政課では知ってありますか。地方財政法第4条の5、割当的寄附金等の禁止項目があります。地方公共団体は他の地方公共団体または住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収してはならない。基山町が施設整備すべき消防格納庫を地元らせているというのは、これは大きく地方財政法違反なのです。基山町が消防格納庫なり消防施設は管理しなさいというのが、消防組織法にうたわれているのです。これを基山町は全くないがしろにして、地元へ投げつけているというのは、地方財政法第4条の5に違反すると。

これと全く同じようなことがあっているのは、ほとんど合併によって問題が起きているところもあるのです。これは八代市のことですが、市町村が合併して、全部市町村でやっているところとやっていないところとあって、どこに整合性を合わせてするかということになっています。そこでもさっき言った地方財政法第4条の5で、これを市町村に造らせると地方財政法第4条の5の抵触するのではないかとということで消防庁防災課に確認をされたら、国のほうから、これは抵触するおそれがあるから地元負担を取っちゃでけんというふうな合併協議書で決定されているのです。こういう経過があって、これは非常に難しいものなのです。

まだ今でも、全国で基山町のように取扱っているところもあることはあると思います。先日、2週間ぐらい前、長野県の上田市議会の議員から私の自宅に直接電話がかかりました。何で上田って、今、上田城のテレビば見よったばってん、何でと話しよったら、結局、この消防の問題です。上田市と周辺町村との合併協議会の途中で、この問題が大きな問題になっているのです。だから、私はすぐ大変ということは分かっているのですよ。それで、これが経過になっていると。

しかし、もうこの時点になって、令和の時点になって、今さら地元をさせたらいかんと。もうここで目を覚まして、基山町が分かりましたと、基山町の責任でもって消防施設については町で管理運営しますということが、まだ今でも町長はじめ副町長、何にも言えない。この消防行政に対する、元消防団員でもいらっしゃる幹部の皆さん方が、これでもまだ方向でない何かあるのですか。財政がきつからですか。やはりふるさと応援寄附金、町長が大事な中心市街地も分かります。しかし、私が住んでいる中山間地の消防の問題、団員不足の問題、いろんな問題があるのです。しかし、少しでもやはり中山間地のためには、こういうふるさと応援寄附金を使ったり、いろんな面に対応できると思うのです。そんなに静かにな

られると、私も言いにくいですけれども。

いや、これは、総務企画課長、あと2年じゃなかですか、定年まで。頑張りましょう。ね。これをやって、どのぐらい財政負担があるか分からんけど、試算して、今の各部が持っている資産についてはもう無償譲渡で町が引き受けんといかんですよ。無償で。はっきり言って、第5部と第9部の合併問題、この総務文教常任委員会でありましたように、私はこの先から突き当たった八辺辺りに町で土地を買って建物を建てて、5部と9部を合併させて再編する。あんな狭いと言ったら失礼ですけれども、白坂9部のような狭いところでいくと大変だから、やはりそういう構想とか、そういうのを総務企画課長が持っていると思うのです。そういうのを基本方針策定委員会の中で出して……あまり静かになっちゃうと、私も……質問するのも何かのごたるばってん、そもそも策定委員会ぐらい設置できると思いますけれども、総務企画課長、どうですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

議員から頂いたその玉村町の状況を見ても、やはりここに至るまでには、地元とのいろいろな御意見を伺ったところでそういった方針も決められてつくられておると思います。

具体的に、今日、町長も言いましたように、また、総務文教常任委員会のほうからも御指摘を頂いていますように、例えばもう具体的に上がっております第5部とか9部とか、今日、議員が言われました2部と3部であったりとか、もう具体的に上がっているところがありますので、そういったところの御意見をやはりまずはきちんと聞いたところで、本当にそこができるような状況であるならば、そういった計画もつくっていくことはできるのではないかと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

初めて、総務企画課長から前向きな答弁を頂きました。今年中はきつかとしても、やはり期限を切って、来年度までぐらいにぜひ再編計画を策定してほしいと思っておりますけど、検討するということですが、まだ策定委員会を設置して、それでいろんなヒアリングをしていつまでにどうするというスケジュール等は、全く今の時点では決まっていないので

しょう。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

あくまでも、そういった計画を立てるということよりも、そういった各地域の意見を聞かせていただいて、そういったところがまとまっていくようであればということで実施をしていきたいと思います。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私は、もうその聞くという段階は終わっていると、これまで何回も聞いてあると思うのです。もう実行する段階ですよ。基山町消防団の再編、もういつまでたって、いつまで聞くのですか。ある程度、総務企画課長、腹案とかあっているはずですよ。やはりもう今からいつ、1年に何か所か聞いて、もうこれであと3年、4年すぐ終わってしまいますよ。いつまでに、いつから、いつどこで誰がいつまで、そういうのは全くなくて、はっきり言って、私は、逃げていると、この消防団の再編なり消防団の現状と課題の取組に対して、私は非常にもう考えが及びません。もっと積極的にやはり消防団に対する対応をお願いしたいと。町長、御意見を。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

5部と9部の話で私が漏れ聞いた話によると、5と9が合わさっても、2つの団員の合わさった団員が確保できないと。逆に、合体しても減るんだと。合体すれば減ることになるんだという意見があったというふうに聞いております。

だから、私が心配しているのは、婦人会、青年団、そして老人会、全部、基山町は今なくなっております。本当に変に、今、地域という根づいた形でやっている基山方式の基山の一番いい形でやっているやつを、変に再編することによってマイナスになる危険性、リスクも大きいというのを、ぜひ皆さんにもまずは御理解いただきたいと思っています。だからこそ、まずはやるとしたら5と9とかそういうところから、全体計画を立てるのではなくて、1個

ずつまず検討していくというのが必要なのではないかというのは、前回もお話したところ
でございます。

あと、法律違反をされている的な発言があったので、それはきちっとまた調べて、法律違
反かどうかというのはきちんともたさせていただきます。

それから、平成二十何年の私の最初の答弁という話でしたけれども、私自身がそんなに知
識があるわけではございませんので、一度目は私は、逆に言えばそれを読んだだけだと思
いますので、もう一回それを読み直してみて、本当に、今御指摘があったようなことをちゃ
んと私も自分の議事録を見ながら、考えさせていただきたいと思います。

あとは、消防団の担当課長であった鳥飼議員に、ぜひもっともっとアドバイスを頂いて、
そのときにどういうふうを考えられていたかというのを出し惜しみせずに、出し惜しみせず
にいろいろなアイデアを頂ければなというふうに思っております。そういうところでもろし
くお願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

非常にこの消防団についてはもう本当にすれ違いばかりで、私の不徳の致すところでご
いますけれども、これについて、私もあと2年あります。あと8回あります。最後まで頑張
っていきたいと思います。

それと、次です。押印廃止。

私はびっくりしたのです。よその市町村はもう押印廃止をやっているところがいっぱいあ
るのですね。基山町の取組はこうしてみたら、ただ会議をしました、今まとめます。佐賀県
なんかすごいですね、もう10年前からやっているのです。福岡市も。この周辺地区は知りま
せんけれども。

だから、押印廃止はもう国は積極的にやれと。印鑑証明とかいろんな問題、法的に条例で
決められておる問題ですよ。このスケジュールはありますけれども、いつまでに基山町は
押印廃止の決定をして、この項目について押印は要りませんという、それが出るのはいつ
ですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

一度目の回答にも出させていただきましたように、国のほうのそういった動きはあるよう
でございますけれども、具体的にまだ期限等が定められているわけではございませんし、よ
うやく昨年12月にそういったマニュアルが示されたところでございます。そういったと
ころを受けたところで、今、内部的に調査を行っている段階でございますので、この席でいつ
までということはいえませんが、なるべく早い時期に実施をさせていただきたいと思っ
ておりますし、あわせて、なくすことによる混乱であったり混在することによる混乱もあり
ますので、そういったところも慎重に判断をさせていただきながら実施をさせていただきます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

私はびっくりしたのですよ。玄海町。玄海町はもう去年の11月から押印廃止をやっている
のです。よその市町村でもどんどん。

私がこう見て、総務企画課長も今発言の中で、必ず悪いところもあるかも分かんけん、
そげんとはしてね、それは見直すとはバツはでけんですけど、いつも総務企画課長は、今
することによってマイナス面があるから、それは大事なことが分かりませんが、やは
りこういうのは、結局、それでは、総務企画課長から各課長に、全部押印廃止の900項目に
ついてリストアップされているのですか。

○議長（品川義則君）

熊本総務企画課長。

○総務企画課長（熊本弘樹君）

先ほどお答えしたその数については、原課のほうでまず調べていただいて、その数を集計
させていただいておりますので、当然、原課の管理職のほうは認識をしております。

それと、もう一つは、もう既に国のほうで廃止をされて、うちのほうで準じているような
部分については、もう既に廃止をしている部分もでございますので、全く手をつけていないわ
けではございませんので、そこについてはよろしく願いいたします。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

ということは、もう6月ぐらいまでには大体出ますね。その900項目についてどういうふうにするかということは、そんなにあと1年間かかるわけではないと思いますので。一応6月定例会ぐらいまでには、その900項目の内容が議会なり町民に対してされてあることを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

まさに6月までワクチン対策で役場挙げてやる時でございますので、そういう中で、印鑑の話がそういう感じで言われて質問を終了されるのは非常に我々としては困りますので、そこは御理解ください。進んでいる自治体が幾つかあるとおっしゃっていましたが、二、三ありますけれども、どっちかというパフォーマンスでやっているところが強いので。

だから、うちはまずはワクチン対策をきちっとやるし、それから、土曜の開庁もやったし、7時までの延長開庁もやっております。そういうところで、今、実体的にやっておりますので、そこをぜひ認めていただければというふうに思うところでございます。

○議長（品川義則君）

鳥飼議員。

○10番（鳥飼勝美君）

もう終わりましたと言いましたけれども、町長が言われましたので、また1つ。

町長がやっていることを私は否定していないのです。しかし、やはりやるときは、先進的な消防再編の問題、新型コロナがあっても再編の問題、押印廃止の問題、ぜひ取り組んでいただきたいことを要望して終わります。ありがとうございました。

○議長（品川義則君）

以上で鳥飼勝美議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして散会といたします。

～午後3時30分 散会～